

官報号外 昭和三十年六月三日

○第二十二回 参議院會議錄第十九号(その一)

昭和三十年六月三日(金曜日)午前十一時二十四分開議

議事日程 第十九号
昭和三十年六月三日

午前十時開議

第一 國防會議の構成等に関する法律案(趣旨説明)

第二 住宅融資保険法案(趣旨説明)

第三 婦人の參政権に関する条約の批准について承認を求めるの件(衆議院送付)(委員長報告)

第四 關稅及び貿易に関する一般協定の批准について承認を求めるの件(衆議院送付)

五十三年十月二十四日の官書の有効期間を延長するための議定書への署名について承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

昭和三十年六月二日 參議院會議錄第十九号(その一) 議長の報告

に付託した。

船員保險法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案

が送付された。

石炭減業合理化臨時措置法案

重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案

船舶積量測度法の一部を改正する法律案

関税及び貿易に関する一般協定のあらわしと日本国との通商關係の規制に関する千九百五十三年十月二十日

四日の宣言の有效期間を延長するための議定書への署名について承認を

求めるの件

婦人の參政権に関する条約の批准について承認を求めるの件

同日内閣から左の議案

去る五月三十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

アルコール專充法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案

が送付された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

アルコール專充法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案

が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案

が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案

が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

簡易生命保險法の一部を改正する法律案

郵便年金法の一部を改正する法律案

郵便貯蓄金法の一部を改正する法律案

び予定申告の期限等の特例に関する法律	同日内閣総理大臣に承認した旨通知した。
簡易生命保険法の一部を改正する法律	同日内閣総理大臣から、労働大臣へ承認のとおり)を第二十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
郵便貯金法の一部を改正する法律	昨二日地方行政委員会において当選した理事赤松常子君(森下政一君の補欠)を付託した。
郵便振替貯金法の一部を改正する法律	昭和二十八年度一般会計予備費使用総調書(その2)
補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律	昭和二十八年度一般会計災害対策予備費使用総調書(その2)
同日国会において議決した左の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。	昭和二十八年度特別会計予備費使用総調書(その2)
昭和三十一年度一般会計暫定予算補正(第1号)	昭和二十九年度特別会計予備費使用総調書(その2)
昭和三十一年度一般会計暫定予算補正(第1号)	昭和二十九年度一般会計予備費使用総調書
同日内閣から、法務大臣官房調査課長位野木益雄君(前掲の議長承認のとおり)を第二十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は同日これを地方交付税法の一部を改正する法律案(加賀田進君外十名提出)を委員会に付託した。
昭和三十年度政府関係機関暫定予算補正(機第1号)	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は同日これを委員会に付託した。
同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	農林省設置法の一部を改正する法律案(加賀田進君外十名提出)を委員会に付託した。
記述	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は同日これを委員会に付託した。
佐々木長治 三輪常次郎	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は同日これを委員会に付託した。
航空業務に関する日本国とカナダとの批准について承認を求めるの件	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は同日これを委員会に付託した。
外務委員会に付託	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
房総務課長 堀 秀夫君	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

官報 外号

國を代表して自衛隊を指揮監督する権能を有し、しかも内閣総理大臣は各大臣の罷免権を持ってありますから、結局総理大臣は自衛隊に対しても、国防會議に対しましても、専斷権を掌握しておられます。だから緊急で国会休会中には、国会の事後承諾では間に合わない、私兵化のおそれがあると言われておるわけであります。総理大臣は少數意見の反対党を無視して隊の出動を指令し、かえつて暴力革命を達成せしめ、あるいは反対に隊の出動を押えて、鎮圧すべき暴動を鎮圧しないで、革命を消極的に助けて成就せしめます。もつともこの場合は、主権者たる国民の過半数の投票者が選挙におき、ついで、革命を最高意思が革命と独裁とを要請するといったとしても、ただいまの民主党の内閣には民主党の反左翼的な理念と政策とがおありになることあります。内閣を投げ出した後とい

れるわけではないと考えます。だから政府及び民主党といたされましては、民衆が立憲制の後におきましても、軍の行動、運営が独裁的に、革命的に縮小され、國防會議規定を適用することとは当然であると想像されます。このためには諸機関ではなく、決議機関と改めることが保守党の立場から必要であります。それで、それに対する総理大臣の御所見を承りたいのであります。

質問の第二は、議員の任期の点であります。ですが、国防會議の議員は三年となりますが、これは大臣たる議員の国会議員としての任期四年、この任期と同様に国防會議の議員の任期もなっておりますが、これは大臣たる議員がよいという說もあるわけであります。ですが、総理大臣の御所見はどうありますか、承わりたいのであります。

この質問の理由は、第一に軍の統帥態度が急激に変化しないためと、第二に度が急激に変化しないためと、第三に法的に、独裁的に変更せられるから、これを防ぐ必要があるというものがこの質問の理由になつておるわけであります。

この質問の理由になつておるわけであります。まず、この国防の基本方針を定めていく議、國の国防の基本方針を定めていく議、國の国防の基本方針を定めていく議、國の国防の基本方針を定めていく議の問題は、第一に軍の統帥態度が急激に変化しないためと、第二に度が急激に変化しないためと、第三に法的に、独裁的に変更せられるから、これを防ぐ必要があるというものがこの質問の理由になつておるわけであります。

えども、革命的、独裁的政権を望んでおるわけではないと考えます。だから主党内閣は、国防會議の規則に恒久性をもたらすように立法措置を講じることは当然であると想像されます。このためには諸機関ではなく、決議機関と改めることが保守党の立場から必要であります。それで、それに対する総理大臣の御所見を承りたいのであります。

質問の第三点は、憲法改正の際に主張されるのが、国防會議の規定を繰り込む必要があるとする説に対する総理大臣の御所見を伺いたいのであります。質問の理由は、第一に国防會議の規定に恒久性をもたらすように立法措置を講じることは当然であると想像されます。このためには、総理大臣の御所見を承りたいのであります。

質問の第四点は、事務局を權威あるものにすべきであると思うので、総理大臣の御所見を承りたいのであります。

質問の第五点は、国防會議に制裁規定が欠陥している点であります。総理大臣の御所見は、昨日の衆議院の本会議において防衛廳長官にこの点をお尋ねいたしました。昨日の衆議院の本会議において同長官の御意見、御方針を承りたいのであります。

第六点として、大臣以外の任免範囲について、同長官の御意見、御方針を承りたいのであります。

第七点として、大臣以外の任免範囲について、同長官の御意見、御方針を承りたいのであります。

第八点として、大臣以外の任免範囲について、同長官の御意見、御方針を承りたいのであります。

質問の第九点は、事務局を權威あるものにすべきであると思うので、総理大臣の御所見を承りたいのであります。

質問の第十点は、事務局を權威あるものにすべきであると思うので、総理大臣の御所見を承りたいのであります。

質問の第十一点は、事務局を權威あるものにすべきであると思うので、総理大臣の御所見を承りたいのであります。

質問の第十二点は、事務局を權威あるものにすべきであると思うので、総理大臣の御所見を承りたいのであります。

質問の第十三点は、事務局を權威あるものにすべきであると思うので、総理大臣の御所見を承りたいのであります。

質問の第十四点は、事務局を權威あるものにすべきであると思うので、総理大臣の御所見を承りたいのであります。

質問の第十五点は、事務局を權威あるものにすべきであると思うので、総理大臣の御所見を承りたいのであります。

(号外)

官

律案には具体的には示しておりませんが、昨日の衆議院本会議において、総理大臣であります杉原長官でありましたか、たしか総理の御答弁だったと存じますが、白紙の状態であるという御答弁でありましたが、白紙と申しましても、これはたとえは旧軍人を入れるか入れないか、あるいはまた民間人のどううを入れるか入れないか、元の総理大臣を入れるか入れないか、こういったよろな点につきましては、白紙といふども無定見という意味ではなく、すでに胸中には御決定になつておるところがあります。

また員数につきましては、過少数に、

半分以下に、全体の議員の数の半分以

下になつておるのであります、これ

に対しましては、いわゆる民間議員の

数が多い方がいいといふ議論と、それ

からまた、むしろ民間議員を一人も

入れる必要はないといふ議論と二通り

あるわけでありますので、これに對し

ます総理大臣の御所見を伺いたいので

あります。

もともと国防の独立した生存活動を

維持する組織と行動とでありますか

ら、この国防会議議員の範囲、範囲は、外交、経済、内政及び教育、教育と申しましても、精神運動、また科学教育等、多岐にわたつていてあります。国防の根本的重要な議会議体である国防会議は、むろん作戦計画だと、直接部隊を指揮するようなものではありません。すなわち国民の意思、國力、国際的動向から大衆的に国防の重点につきまして審議する会議でありますから、旧軍人や制服を加えることは、小乗的な、専門的な技術に終始して、旧軍人や制服に引きずられるおそれがありますから、議員に加えることを反対しますから、議員に加えることを反対するという論者もありますし、あるいは逆に、真に議見高遠な練達の人ならば、旧軍人でもいいではないかといふふうな逆の議論もあるわけでありますので、この点は白紙状態といえども、大体の総理大臣としてのお考え、御方針がおありだらうと思いますので、この御方針が承られないならば、御意見、御所見だけでも、ぜひお伺いたいのです。

過ぎないために、この質問の第二点として指摘しておきました通り、毎年一回、さればとて、恒久性に重点を置き、立派性を保持せしむることが願わしく、さへばとて、恒久性に重点を置きたいのです。たとえば防衛研修所といったような総合戦研究的な国防の基礎研究を、みつかり今のうちにやっておくべきであります。また内閣は、事実問題とい

ります。この議員の数が半数以下になつて行かれます。この法案では議員機関になりますが、この議員を出すか出さないかという点についての御所見を承わりたいのであります。

また先ほど申し述べました大臣以外の議員の数が半数以下になつて行かれます。この法案では議員機関になりますが、その議員の数が過半数となりましても、よく各方面的意見を徴することができるから、大臣のこの点に関する御所見も承りたいのであります。

たしまして、たびたびかわります。しかし国防のことは毎年予算の年度年度で一段落になって、年度政治とも表現すべきものでは、国防の責任が果して行かれます。今日のように財政の十分でない時代でも、やはり五カ年計画、六カ年計画といったような計画を立てることはきわめて重要であり、政府は六カ年計画を立てておられますけれども、この法案では議員機関になつて行かれます。この法案では議員機関になりますが、それは集団抗辯に対する制裁だけを対象としたように申し上げたと存じますので、さらにつけ加えて申し上げます。

たしまして、たびたびかわります。しかし国防のことは毎年予算の年度年度で一段落になって、年度政治とも表現すべきものでは、国防の責任が果して行かれます。今日のように財政の十分でない時代でも、やはり五カ年計画、六カ年計画といったような計画を立てることはきわめて重要であり、政府は六カ年計画を立てておられますけれども、この法案では議員機関になつて行かれます。この法案では議員機関になりますが、それは集団抗辯に対する制裁だけを対象としたように申し上げたと存じますので、さらにつけ加えて申し上げます。

たしまして、たびたびかわります。しかし国防のことは毎年予算の年度年度で一段落になって、年度政治とも表現すべきものでは、国防の責任が果して行かれます。今日のように財政の十分でない時代でも、やはり五カ年計画、六カ年計画といったような計画を立てることはきわめて重要であり、政府は六カ年計画を立てておられますけれども、この法案では議員機関になつて行かれます。この法案では議員機関になりますが、それは集団抗辯に対する制裁だけを対象としたように申し上げたと存じますので、さらにつけ加えて申し上げます。

たしまして、たびたびかわります。しかし国防のことは毎年予算の年度年度で一段落になって、年度政治とも表現すべきものでは、国防の責任が果して行かれます。今日のように財政の十分でない時代でも、やはり五カ年計画、六カ年計画といったような計画を立てることはきわめて重要であり、政府は六カ年計画を立てておられますけれども、この法案では議員機関になつて行かれます。この法案では議員機関になりますが、それは集団抗辯に対する制裁だけを対象としたように申し上げたと存じますので、さらにつけ加えて申し上げます。

たしまして、たびたびかわります。しかし国防のことは毎年予算の年度年度で一段落になって、年度政治とも表現すべきものでは、国防の責任が果して行かれます。今日のように財政の十分でない時代でも、やはり五カ年計画、六カ年計画といったような計画を立てることはきわめて重要であり、政府は六カ年計画を立てておられますけれども、この法案では議員機関になつて行かれます。この法案では議員機関になりますが、それは集団抗辯に対する制裁だけを対象としたように申し上げたと存じますので、さらにつけ加えて申し上げます。

たしまして、たびたびかわります。しかし国防のことは毎年予算の年度年度で一段落になって、年度政治とも表現すべきものでは、国防の責任が果して行かれます。今日のように財政の十分でない時代でも、やはり五カ年計画、六カ年計画といったような計画を立てることはきわめて重要であり、政府は六カ年計画を立てておられますけれども、この法案では議員機関になつて行かれます。この法案では議員機関になりますが、それは集団抗辯に対する制裁だけを対象としたように申し上げたと存じますので、さらにつけ加えて申し上げます。

たしまして、たびたびかわります。しかし国防のことは毎年予算の年度年度で一段落になって、年度政治とも表現すべきものでは、国防の責任が果して行かれます。今日のように財政の十分でない時代でも、やはり五カ年計画、六カ年計画といったような計画を立てることはきわめて重要であり、政府は六カ年計画を立てておられますけれども、この法案では議員機関になつて行かれます。この法案では議員機関になりますが、それは集団抗辯に対する制裁だけを対象としたように申し上げたと存じますので、さらにつけ加えて申し上げます。

〔國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(鳩山一郎君) 植竹君の御質問に対しましてお答えをいたします。

諮問機関に国防会議をいたしまして、決議機関にいたしませんのは、内閣の責任制をとつておる建前からでございます。

毎年一部を改選した方がいいと思うがといふお話をございますが、議員が五名以内であり、任期が三年でありますから、一年半に任期をする必要はないと思つたのであります。
憲法改正につきましては、憲法改正の際に審議をする必要があるのでないかというお話をございますが、これはまたことにその通りと思ひます。憲法改正には、慎重に研究すべき問題であると想ひます。

それから事務局を権威あるものにすることにつき、あるいは制裁規定につきましての御質問は、防衛厅長官からといふお話をありますから、これらお答えをすることにいたしました。

〔國務大臣杉原荒太君登壇、拍手〕
○國務大臣(杉原荒太君) お答えいたしました。

第一は、事務局の問題でございまして、事務局は要するに内閣総理大臣の諮問機関の性格を持つところの国防会議の事務局である。従いましてその事務局は、先ほどおっしゃいました、防衛厅のいわゆる出店とか、そういうふうな性格を持つべきものじやない。もともとが、この国防会議そのものが、やつて、こういうところに私は任務があると思ひますので、従つてど

の大所高所から総合的の判断を下してありますから、当然に人格識見とともに、大臣以外の議員は、眞に識見の高い練達の士で、しかもこれは両議院の御同士で、しかもこれは五年以下の懲役、または禁固に処するといふことになつております。この國務

隊法の中で治安出動の命令を受けた者は、五年以下の懲役、または禁固に処するといふことになつております。また防衛出動の命令を受けた者が上官の命令に反抗したり、あるいはまた服従しないような場合には、多數共同でなくとも、七年以下の懲役、または禁固に処する。こういふふうに相なつておるわ

けであります。しかしこれに対し、これまで政府といたしましては、そういうふうに対しても、いたずらに罰則を科する。これよりもさらに強化して廢むということかと思います。しかし、それだからこそではなくして、隊員に対する日ごろからの精神訓練によって、規律の保

官外報号

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕
○國務大臣(石橋湛山君) お答えいたしました。

国防会議に産業とか経済、そのほか臣の場合など、特別にそういう規定はないであります。しかし、もつとます。これはなかなか私は慎重に考えなければならぬ問題だと思ひます。現在のところ、内閣から若干名、これはまして若干名、それに閣僚省から兼務

の者を必要とするという、割に簡素なもので考えております。それからこの事務局の人事運営等については、私は特に慎重な態度でやつていくべきだ、そう考えております。
それから第二に、國務大臣以外の議員が秘密を漏洩したという者に対する特別の制裁規定がないのじやないか、これが、上宮の職務上の命令に対し多数共に反対したというような場合に、どういう御質問であります。この國務研究所の予算などを、ことし特に増加をお願いしているのも、実はそういう趣旨でございます。
それから第三に、防衛出動や治安出動などの場合に、集団抗拒といふようく、基準的な方面の研究といふことがな場合の対策であります。それからこの大事故じゃないか、御経験はその通りだ

として、防衛厅長官からお答えをいたしました。

現在の内閣の人員の中から選任いたしまして若干名、それに閣僚省から兼務

律に規定しておる通りであります。

それから第四に、将来に対する、いたずらに自衛隊の数のみをふやした

形で入る必要はないかと思うのであり

ます。全体として、今、防衛厅長官も

書われたように、國防會議そのものが公正な高い見地から、正しい判断が行わるような構成をとればいいと思うのであります。

それからなお、兵器産業と申しますか、あるいは國防産業と申しますか、その方面についてはむろん防衛に非常に關係があるのでありますから、これは通商産業省にその方面的審議会が設けられまして、各方面の実際家を集めその意見を聞くことになっておりま

すから、その方面からも直接には國防上に産業界の代表者が発言権を持つてあるとの私は考えております。

〔植竹春彦君發言の許可を求む〕

○議長(河井彌八君) 植竹君。

〔植竹春彦君登壇〕

○植竹春彦君 杉原長官に対して再質問を申し上げます。

ただいま、國務大臣以外の者の漏洩に対する制裁の話がありましたが、私の質問は、國務大臣を含めての制裁規定であります。が、國務大臣は許諾すれば

政治的責任は解除されると思ひますけれども、この漏洩の事実に対する法的責任も、あわせて規定しておく必要はないかどうかという質問でございまして、あるいは國防産業と申しますか、その方面についてはむろん防衛に非常に關係があるのでありますから、これは通商産業省にその方面的審議会が設けられまして、各方面の実際家を集めその意見を聞くことになっておりま

す。大臣でも時に放言せられることがあります。放言と漏洩とはむろん違うわけであります。が、また放言のうちに漏洩が含まれていることも、将来想像はしておかなければならぬと考へる。やはり議員高選であるから、多分漏洩はしないであろうといったよろなことで、法の完備といふものはできない。やはりこの漏洩してはいけないという実体法があれば、それに対して制裁は当然考えておくべきものであつて、單に道徳的制裁のみならず、法的措置を講じておくるのが当然であると思うので、その点重ねて質問いたします。

○議長(河井彌八君) 植竹君。

〔植竹春彦君登壇〕

○植竹春彦君 杉原長官に対して再質問を申し上げます。

また、第二の再質問は、集団抗拒に対する規定では、五年以下の懲役ないし禁固云々、あるいは七年以下の懲役云々の規定を適用するといったたゞいまの規定を適用するといつたたゞいまの御答弁がなかつたのであります。が、この事務局の組織につきま

しましての集団抗拒に対する制裁規定は、これであつていかどうか。これが組織の内容については十分に腹案ができていないなければならないと思うので、この組織の内容について重ねて質問をいくべきであることは当然であるけれども、また世界の趨勢といふものが、さまるのは御承知の通りであります。放言と漏洩とはむろん違うわけであります。が、また放言のうちに漏洩が含まれていることも、将来想像はしておかなければならぬと考へる。やはり議員高選であるから、多分漏洩はしないと同時に、これに対する制裁規定は、教育方面に力を置いて予防するだけでは足りない。やはりこの集団抗拒に対する制裁規定は十分にはつきりし

た、特別の、軍によざわしい、真に国を防衛するに足る立派な集団としての規定を完備しておかなければならぬ。こう考えますので、再び杉原良官に特別の規定を将来完備するのお考えがあるかどうかということを重ねて質問いたすのであります。

それから第二の集団抗拒に対する制裁の規定が、現行では不十分ではないかといふような御趣旨からの御質問ではあります。が、これは私、

○議長(河井彌八君) 松本治一郎君。

〔松本治一郎君登壇、拍手〕

○松本治一郎君 私は、ただいま上程では考えておりません。

それから第三の再質問は、事務局組織の内容について質問いたしましたが、こ

とは考えておりません。むしろこうして申し述べておきたことは、この国防の規律を構成等に関する法律案なるもの平素の教育、訓練という方に重点を置く、そういう行き方でやつていくつもりでございます。

それから第三の事務局の組織のこと

ねられるとしても、もうすでに事務局組織の内容については十分に腹案ができていないなければならないと思うので、びこれに準するものに匹敵する程度のことを考えております。そしてその員数は、先ほど申し上げましたよう

に、現在の内閣の定員から約数名、それに関係省の兼務者を出す、そういうふうにいたしております。

員数は、先ほど申し上げましたよう

に、現在の内閣の定員から約数名、それに関係省の兼務者を出す、そういうふうにいたしております。

日本を投げ込む危険きわまりなき法案としては、すでに國防會議の法律案が提出されました以上、それが政令にゆだ

ねられるとしても、もうすでに事務局組織の内容については十分に腹案ができていないなければならないと思うので、びこれに準するものに匹敵する程度のことを考えております。そしてその員数は、先ほど申し上げましたよう

に、現在の内閣の定員から約数名、それに関係省の兼務者を出す、そういうふうにいたしております。

員数は、先ほど申し上げましたよう

に、現在の内閣の定員から約数名、それに関係省の兼務者を出す、そういうふうにいたしております。

日本を投げ込む危険きわまりなき法案としては、すでに國防會議の法律案が提出されました以上、それが政令にゆだ

号外 報

私は一昨年以来、毎年一回ずつ世界平和行脚旅行をして回ったのであります。その旅行によって今の世界の動きが那辺にあるかということを知得し、これをもととして質問せんとするものであります。鳩山首相におかれましては、それをもととして質問せんとするものであります。鳩山首相におかれましては、それをもととして質問せんとするものであります。

本日、私は新聞を見まして、あなたが血圧が発病以来の好調だということを聞きました。心うれしく思つておるものであります。御在任中は健康であつてほしいのであります。

先に立つて質問された人と、あとに立つて今質問せんとする松本と立場が違つ。一方は戦争を肯定し、われわれは平和を建設とする、そういう建前で質問するのでありますから、「何、とんでもないことを言つたな」「取り消せ」と呼ぶ者あり。

○議長(河井彌八君) 許すに願います。
○松本治一郎君(続) 鳩山首相は、今まで機会あるごとに、第二次世界大戦の勃

発を防止し、世界の平和を守ることに努力することを表明してきたのであります。

鳩山君が去る五月四日締結された日中貿易協定に対して支持と協力を誓つておられる。今まで、現在

日ソ国交正常化のため松本金権をロンドンに派遣されておることも平和を求めるためであろうと思うのであります。しかし君は、一方において

防衛六ヵ年計画を作り、自衛隊の増強をはかり、アメリカに対する防衛分担金削減交渉においては、表面上百五十億程度の減額をさせたことにはなつて

おるが、本年度予算案では、前年度に比べて防衛厅費、予算外契約、施設の提供費、前年度の繰越金、直接軍事費の合計五百三十億を増加さしておる

あります。しかるに君は、一方においては、鳩山氏が先般選舉の際に使つたあの平和云々のことを言って、労働党が負けたのであります。そこで君は、一方においては、鳩山氏が先般選舉の際に使つたあの平和云々のことを言って、労働党が負けたのであります。そこで君は、一方においては、

國で行われたあの選舉戦に保守党も和云々のことを言って、労働党が負けたのであります。そこで君は、一方においては、鳩山氏が先般選舉の際に使つたあの平和云々のことを言って、労働党が負けたのであります。そこで君は、一方においては、

和云々のことを言って、労働党が負けたのであります。そこで君は、一方においては、

和云々のことを言って、労働党が負けたのであります。そこで君は、一方においては、

和云々のことを言って、労働党が負けたのであります。そこで君は、一方においては、

それをきよははつきり聞かしてもらいます。防衛分担金削減交渉では、一

体どんな裏取引が行われておつたか、それが正しかったのである。しかし

から憲法を改正しなければならないと

連憲を認めておつたのである。しかし

に君は、過般の衆議院議員選挙において、この平和憲法を守ろうとする西派

社会党が議席の三分の一を占めて憲法改正ができなくなるや、君は前首相吉田君がかつて言つたような、憲法は改

正しません、再軍備はいたしません、警察予備隊、保安隊は軍隊ではありません

せんと言つたような敷謫的な言辞をま

ね、自衛のための軍隊は憲法九条に抵触しないなど、三百六十五条の解釈を下して、軍備の拡張に狂奔し、あまつさえ吉田内閣時代の防衛廳設置法に基いて、この国防会議の構成に関する法律案を提出するに至つた。これはすでに違憲を承知の上で、さらに「そいつの違憲立法をあえてしようとするものでないか。」

第二にただしたいことは、そもそも

日本国憲法第九条は、武力による国際行基地の拡張を許し、また邊境ウラン

受け入れ協定などの交渉を進めておる

のであります。このよくな鳩山内閣最

近の一連の政策を見ますとき、鳩山君

の選舉前後の公約、いわゆる平和外交の方針とは全くうらはらであるのであ

ります。この違憲性を糾弾して再軍備に反対し

てきた。鳩山君も、第一次鳩山内閣を

組織する前後においては、自衛隊は憲法第九条に違反するおそれがある、だ

いたい。第三次世界大戦を防止する平

和外交が本心なのか、それとも先般英

國で行われたあの選舉戦に保守党も

和云々のことを言って、労働党が負けたのであります。そこで君は、一方においては、

網を立て、防衛出動の可否をきめる内閣総理大臣の最も重要な諮問機関であ

ることになつておるのである。このよう

な広範にしてしかも強力な機能を持つ

国防会議を作ることは、まさに昔の大本

営と國家総動員本部を兼ねた機関を作

ることである。(拍手)旧帝国憲法時代

の統帥権と軍政の権限とを統合した天

皇のことを強力な軍事的、政治的支配

体制を作ることである。これこそは、

ある恐るべき独裁的戦争機関を作るも

のである。このよくな国防会議の出現

は、永久の平和をうたつておる憲法を

守るわれわれの断じて許すことのでき

ないものであるのであります。(拍手)

鳩山君は、この国防会議の構成に関

する法律案のみならず、吉田内閣が作つた防衛廳設置法を撤回する勇気は

ありませんか。時にわれわれが指摘し

なければならないことは、自衛隊に対

する出動命令は、内閣総理大臣が国会

の承認を得ることなしに、この国防会

議の決定で下すことができるといふこ

とである。「とんでもない話だ」と呼ぶ者あり) そうです。防衛出動ということは、戦闘行動を始めるということである。戦争の開始と全く同じことである。戦争の開始といふような国家民の全運命を決定する重大事が、「特に緊急」ということに名をかり、国会、国民の承認なしに、あえてなし得る機関を設置するが、ときは、国会の否定、憲法のじゅうりんであるばかりでなく、憲法がその前文にうたつてある平和主義、民主主義を根本的に否定するものではないか。この重大問題について

第三に聞きたいことは、この法案は幾つかの重大な点で故意に不明確にされている。第一に、このよろづて国家民のための全運命を決定する国防会議が、國体のはか、一体いかなるものによって構成されるのか。國長には内閣総理大臣が当り、議員には副総理、防衛長官、外務、大蔵各大臣、経済長官などの国体のはか、今も言われたる「識見の高い連絡の者」を若干名加えるというが、一体識見の高い連絡者とい

か各党党首をいらのか。それとも旧軍業軍人や軍需産業の代表をも構成に加え、軍拡と戦争準備を急いで、次の原水爆戦争への参加を強行するのであるか。またこのような重大問題を決定せしめ、軍拡と戦争準備を急いで、次の原水爆戦争への参加を強行するのである

る会議の議決方法は、全会一致制として戦争の勃発と参加を防ぐとするのか、それとも多数決制をとつて他国のための出兵を容易にするのか、この点には安保条約、行政協定、MSA協定を根拠としてくるアメリカの干渉を断つ。

第三に聞きたいことは、この法案は、第三に聞きたいことは、この法案は、このよろづて國体のはか、一体いかなるものによって構成されるのか。國長には内閣総理大臣が当り、議員には副総理、防衛長官、外務、大蔵各大臣、経済長官などの国体のはか、今も言われたる「識見の高い連絡の者」を若干名加えるというが、一体識見の高い連絡者とい

うは何をいうのであるか。元總理と

印度で開かれましたアジア諸国会議か各党党首をいらのか。それとも旧軍業軍人や軍需産業の代表をも構成に加え、軍拡と戦争準備を急いで、次の原水爆戦争への参加を強行するのであるか。またこのような重大問題を決定せしめ、軍拡と戦争準備を急いで、次の原水爆戦争への参加を強行するのである

る会議の議決方法は、全会一致制として戦争の勃発と参加を防ぐとするのか、それとも多数決制をとつて他国のための出兵を容易にするのか、この点には安保条約、行政協定、MSA協定を根拠としてくるアメリカの干渉を断つ。

第三に聞きたいことは、この法案は、このよろづて國体のはか、一体いかなるものによって構成されるのか。國長には内閣総理大臣が当り、議員には副総理、防衛長官、外務、大蔵各大臣、経済長官などの国体のはか、今も言われたる「識見の高い連絡の者」を若干名加えるとい

うアメリカの政策に躊躇されるものではなくなりつつあるのです。ところが、アメリカはアジア諸民族のこのよろづて、その結果日本で軍事基地をばするほど、その結果日本で軍事基地を拡大し、原水爆攻撃の態勢を強化し、

印度で開かれましたアジア諸国会議には、アジア十六カ国の代表が集まり、統一インドネシアで開かれたア

ジア・アフリカ会議には各国の首相または外相など、二十九カ国の政府を代表する者が参加いたしました。いかに

印度で開かれましたアジア諸国会議には、アジア十六カ国の代表が集まり、統一インドネシアで開かれたア

ジア・アフリカ会議には各国の首相または外相など、二十九カ国の政府を代

して戦争の原因である緊張と植民地主義をアジア、アフリカから驅逐し、各民族の独立の上に、いかにしてその生産と流通ウラニウムによる原子科学の推進をしている国は、ほかならぬアメリカであります。今日、日本において自衛隊の急速な増強を促し、ジェット機の生産と流通ウラニウムによる原子科学の推進をしている国は、ほかならぬア

メリカであります。その手先に平和外交の使徒をもつて任する鳩山君がなろうといひのである。日本はかつてABCの包围線といわれた諸国と第二次世界大戦を戦い、あの亡国の悲運にあったのである。今、世界には平和連鎖線が広がりつつある。世界各国に

おる者であります。君は質問に対する答弁において、私の答弁に間違ったことがあります。アシアにおいて戦争を希望し、戦争を引き起しておるもの

は、アメリカとその手先になっておる者であります。君は質問に対する答弁において、私の答弁に間違ったことがあるかも知れない。それは病気のためであるから許してもらいたいと

たびたび言われた。その点、了とするものがないわけではありません。が、

第三に聞きたいことは、この法案は、このよろづて國体のはか、一体いかなるものによって構成されるのか。國長には内閣総理大臣が当り、議員には副総理、防衛長官、外務、大蔵各大臣、経済長官などの国体のはか、今も言われたる「識見の高い連絡の者」を若干名加えるとい

うは何をいうのであるか。元總理と

印度で開かれましたアジア諸国会議には、アジア十六カ国の代表が集まり、統一インドネシアで開かれたアジア・アフリカ会議には各国の首相または外相など、二十九カ国の政府を代表する者が参加いたしました。いかに

は、心身健全にして、いかなる疑惑、威圧にも屈することなく、國家、国民の運命を正しく判断できる者でなければならない。

以上の意味におきまして、重ねて明確な答弁を求めまして、私の質問を終るものであります。(拍手)

【國務大臣鳩山一郎君登壇】

○國務大臣(鳩山一郎君) 松本君の御質問に対してお答えをいたします。

この法案を提出いたしましたのは、

防衛庁設置法に基きまして提出いたし

たのでありますて、決して、米国の政策とは何らの関係がございません。

松本君は世界の平和に対する熱望について説かれましたが、今日、全世界の国民がすべて第三次世界大戦を避けたいとする熱望は、だれもかれも持つておるところであります。思ふのであります。

松本君は世界の平和に対する熱望について説かれましたが、今日、全世界の国民がすべて第三次世界大戦を避けたいとする熱望が、どうして達成できるかといふことにつきまして、私は松本君と何か少し違ひがあるようあります。

かといふことにつきまして、私は松本君と何か少し違ひがあるようあります。その世界の第三次大戦を避けたいとする熱望が、どうして達成できるかといふことにつきまして、私は松本君と何か少し違ひがあるようあります。

す。各国と友好關係を保つていくこと

うことは、もとより必要でありますけれども、一国が自衛力を持たないとい

うことが、あるいは世界の大戦といわ

う原因となる場合があるのであります

て、そういうような場合に備えて各國

が自衛力を持つておる現在であり、ま

た各国が自衛力を持つことを必要とし

ます。(「憲法九条はどうした」と呼ぶ者

あり)

そこで、憲法の禁止しておりますの

は、紛争を戦争によって解決するとい

うこととは憲法ではいけないことになつ

ておるのであります。自衛力のためな

らば兵力を持つても差しつかえないとい

うことは、自衛隊法その他において、

防衛庁設置法等におきまして、國

会もすでに承認をしておるものと私は

すべての質問には答えていないよ

うであります。大体におきましては、松本君の

に日本が立つところとは断じていざ

いません。

憲法改正について、私は憲法改正論者であり、今日もある機会には、こ

の憲法は、現在の憲法は改正する方が

いいとは思つておるのであります。

(「なぜか、憲法違反だろ?」と呼ぶ者

ありいや、その防衛庁設置法、ある

いは自衛隊法を憲法違反であるとは思つていません。

(「じゃ、なぜ改正する」と呼ぶ者あり)憲法を改

正すべき理由はほかにあります。

最後に、この法案を撤回しないかと

いうお話をされども、私は世

界平和を維持するには、各國が自衛

のための兵力は持つ方が、世界の平和

を維持するやえんになると思うのであ

りまして、憲法改正の必要は、憲法改

正をして、これを撤回するというよう

な意図はございません。

すべての質問には答えていないよ

うであります。大体におきましては、松本君の

質問のおもなるものについては答えたつもりでござります。御了承を願いたい

事について、内閣總理大臣並びに閣僚

大臣に対して若干の御質問をいたしま

す。

【植竹春彦君発言の許可を求む】

○議長(河井彌八君) 植竹君、どうい

うことですか。

○植竹春彦君 松本治一郎君の發言

中、自由党並びに私に対しても、きわめ

て不穏な言辞があつたと考えられま

すから、議長は御調査の上著処せられ

たいと思います。

○議長(河井彌八君) 植竹君に確かめ

ます。ただいまのは、議事の進行に関

する發言でありますか。

○植竹春彦君 さようであります。

○議長(河井彌八君) 議長は、速記録

を調査いたしました上で、適当な措置

をとります。議長におまかせを願いま

す。

ました国防会議の構成等に関する法律案について、内閣總理大臣並びに閣僚

大臣に対して若干の御質問をいたしま

す。

【河井彌八君発言の許可を求む】

○議長(河井彌八君) 松浦清一君。

七年、長い追放から解除せられまし

たが、總理大臣に対して基本的な問

題についてお伺いをいたします。先ほ

ど鳩山總理は、自衛隊は憲法違反では

ないとおっしゃいましたが、昭和二十

七年、ついに戦後初めての選舉に立

候補され、九月の十一日、第一回の政見発表演説会のため、音羽の御殿から日比谷の公会堂に降り立たれまして、ときあだかも警察予備隊が保安隊に変わり、七万五千から十一万に増強されようとするときでありますので、当時の吉田総理は、保安隊は戦力でもなければ軍隊でもない、従って憲法違反ではないとの説を反駁いたされまして、警察予備隊とは、巡査ではなくて、あれは明らかに軍隊ではないか、しかば軍備はすでに軍隊ではないか、憲法はずみやになられつつあるのである。たとえ自衛軍でも軍隊である限り、憲法はずみや演説をされました。めでたく当選されまして、現在は内閣総理大臣の最高榮職にあられます。しかしながら、この自衛隊が憲法違反でないと考え方には、鳩山さんが総理以前の個人の鳩山一郎氏としての所論であつて、総理大臣としての鳩山さんは、この趣旨とは全く反対の方に向進みつつあるのであります。この演説要旨を正しく理解いたしますする

(拍手)

と、現行憲法のもとにおきましては、軍備を拡充することは明確に否定しておられ、憲法改正なしに行う軍備は、たとえ昔の警察予備隊でも反対することを国民に公約されて、政界に復帰されたのであります。もし鳩山総理が、公約に忠実であれば、反対した吉田内閣時代の自衛隊に対して何らかの改変を加えられるのが当然であります。しかしに改変するどころではなくて、吉田内閣の作った既成事実をそのまま肯定され、このような法案を出されるのみならず、さらに一そろの速度を加えて軍備の強化に狂奔されおられるのは、一体どうじうことでござりますか。いつから心焼が変化されたのか、国内情勢なのか、それとも外国から強制でもされたのか。これはこの法律案審議に際しての基本的な重要問題であります。しかし、防衛省の長官は國務大臣をもつてこれに充てられ、國務大臣は内閣総理大臣から任命され、議員は内閣総理大臣から任命され

候補され、九月の十一日、第一回の政見発表演説会のため、音羽の御殿から

外) 報(号)

と、現行憲法のもとにおきましては、軍備を拡充することは明確に否定しておられ、憲法改正なしに行う軍備は、たとえ昔の警察予備隊でも反対するこ

とを国民に公約されて、政界に復帰さ

れたのであります。もし鳩山総理が、公約に忠実であれば、反対した吉田内閣時代の自衛隊に対して何らかの改変を加えられるのが当然であります。しかしに改変するどころではなくて、吉田内閣の作った既成事実をそのまま肯定され、このような法案を出されるのみならず、さらに一そろの速度を加えて軍備の強化に狂奔されおられるのは、一体どうじうことでござりますか。いつから心焼が変化されたのか、国内情勢なのか、それとも外国から強制でもされたのか。これはこの法律案審議に際しての基本的な重要問題であります。しかし、防衛省の長官は國務大臣をもつてこれに充てられ、國務大臣は内閣総理大臣から任命され、議員は内閣総理大臣から任命され

た副総理たる國務大臣、外務大臣、大

蔵大臣、防衛省長官、經濟審議室長官

等、一連の防衛関係法規を調べてみま

ますると、たゞ國防の必要を是認する立場に立つといてしましても、國防の権限が独占され、國会の意思は全

く無視されておるのであります。右の

運命にかかる重大事に対して、國

の意思はどのようになるのでありますか。いつでも鳩山総理のような人が

總理大臣である間はまだしもありますが、もし吉田や東条といふような性

格の人が将来總理大臣になつて、自分

の考へに從わぬ關係は、一夜のうちに

總理大臣である間にまことに思えら

るにとしどと取りかえることも考えら

れ、軍隊の統帥權は事實上總理大臣一

個の権限に属する結果となります。國

家行政の首班たる内閣總理大臣と、こ

れ、軍隊の統帥權は事實上總理大臣一

個の権限に属する結果となります。國

設置法を初め、自衛隊法やこの法案に對する質問の第一であります。統合幕僚會議議事運営規則に對する質問の第一であります。統合幕僚會議議事運営規則によりますと、陸海空の幕僚長を果め、自衛官の最上位にある者が議長にて、自衛官の最上位にある者が議長席に着いて議事が運営される、昔の參謀會議といったところでございまして、機構の形はまことに壯闊であります。そして、議事は陸海空三幕僚長の合意によつて決せられ、もし意見の一一致をみないときは、その意見の相違点及びその理由を明らかにして、議長

官報(号外)

の意見を有して防衛庁長官に報告の義務のあることを規定いたしておりま
す。もしこの統合幕僚会議において、
三幕僚長の意見の一一致をみず、その理由が防衛庁長官に報告されたとき、そ
れはどういう機関が調整に当るので
ありますか。防衛庁長官の職務権限は
あるよう、内閣総理大臣の指揮監督
を受けて戸務を統括すること、所部の
職員を任免すること、その服務を統督
することであって、防衛、後方補給等
の計画性のあるものについては何らの
権限も持てはおりません。従つてこ
の三幕僚長の意見の不一致の報告は内
閣総理大臣に直送され、ここで総理
が裁断を下さのか、または国防会議に
諮詢されるのか、その筋道を明らかに
していただきたい。私が何故にこのよ
うなことを総理大臣に質問するかと申
しますと、かつて日本が米英に宣戦を
布告して太平洋戦争を起した際、當時
の海軍は、米英の海軍力と日本の海軍

力との補給力の比較差を知っていた
ので、太平洋戦争をやることには反対
であります。しかし東条一派の陸軍
好戦派の圧力に屈して、玉碎の明瞭で
ある戦争に突入したことは周知の事実
であります。國の将来は、総理大臣、
あなただけのものではないのであります
から、もしこのようなどきに、たと
え軍人ではなくても、東条のような陸
軍総理大臣が議長となるこの会議の議
員となることにも問題があることはも
ちろんではありますが、さらに問題と
思われるいすれかに偏した考え方を持った
総理大臣がおつて、独断的に片寄った
裁断を下すようなことになりますと、
統合幕僚会議の意見が一致しないとき
は、これを全然取り上げない方針であ
るのか、それとも何かの方法で裁断を
下すのか、このことが、防衛関係法規
や、この法案のどこにも見当らないの
で、総理大臣の明確なお考えなり、御
方針なりをお伺いしたいのであります。
第三には、議員の選び方についてで
あります。ただいまの御説明によりま

すと、副総理たる國務大臣、外務大臣、
大蔵大臣、防衛庁長官、経済長官等は
法によって規定され、その他は「内閣
が両議院の同意を得て任命する者五人
以内」となっております。内閣総理大
臣によって任命される國務大臣が、内
閣総理大臣が議長となるこの会議の議
員となることにも問題があることはも
ちろんではありますが、さらに問題と
思われるいすれかに偏した考え方を持った
総理大臣がおつて、独断的に片寄った
裁断を下すようなことになりますと、

す。大蔵大臣、防衛庁長官、経済長官等は
が両議院の同意を得て任命する者五人
以内」となっております。内閣総理大
臣によって任命される國務大臣が、内
閣総理大臣が議長となるこの会議の議
員となることにも問題があることはも
ちろんではありますが、さらに問題と
思われるいすれかに偏した考え方を持った
総理大臣がおつて、独断的に片寄った
裁断を下すようなことになりますと、

す。大蔵大臣、防衛庁長官、経済長官等は
が両議院の同意を得て任命する者五人
以内」となっております。内閣総理大
臣によって任命される國務大臣が、内
閣総理大臣が議長となるこの会議の議
員となることにも問題があることはも
ちろんではありますが、さらに問題と
思われるいすれかに偏した考え方を持った
総理大臣がおつて、独断的に片寄った
裁断を下すようなことになりますと、

す。大蔵大臣、防衛庁長官、経済長官等は
が両議院の同意を得て任命する者五人
以内」となっております。内閣総理大
臣によって任命される國務大臣が、内
閣総理大臣が議長となるこの会議の議
員となることにも問題があることはも
ちろんではありますが、さらに問題と
思われるいすれかに偏した考え方を持った
総理大臣がおつて、独断的に片寄った
裁断を下すようなことになりますと、

す。大蔵大臣、防衛庁長官、経済長官等は
が両議院の同意を得て任命する者五人
以内」となっております。内閣総理大
臣によって任命される國務大臣が、内
閣総理大臣が議長となるこの会議の議
員となることにも問題があることはも
ちろんではありますが、さらに問題と
思われるいすれかに偏した考え方を持った
総理大臣がおつて、独断的に片寄った
裁断を下すようなことになりますと、

す。大蔵大臣、防衛庁長官、経済長官等は
が両議院の同意を得て任命する者五人
以内」となっております。内閣総理大
臣によって任命される國務大臣が、内
閣総理大臣が議長となるこの会議の議
員となることにも問題があることはも
ちろんではありますが、さらに問題と
思われるいすれかに偏した考え方を持った
総理大臣がおつて、独断的に片寄った
裁断を下すようなことになりますと、

官報(号外)

13

法で、今はささやかな要求であつて、既成事実を作つておいて、いつの間にか事務局の局員が三十人となり、五十人となり、これが自然に増強され、虎視たんたんとしてその機をうかがつておる旧軍人諸君の謀議の裏となるおそれがあると思うのであります。今日までの防衛計画が日本だけの書思によって行われてないことは天下周知の事実であります。アメリカの意向を土台にしてこれが進められ、日本の独自性のない計画が立てられているやうに、一部の旧職業軍人の野望がここに繋結をいたしまして、国防の基本方針や防衛計画の大綱が事務的に立案され、防衛出動の可否までが謀議され、多忙な大臣諸君や、非常勤の議員によつてこれがうのみにされる危険さえあるのであります。武器の力によつて国民の自由なる意思を押え、軍人の独善專行によつて太平洋戦争は起り、国を破滅せしめたのであります。軍人の好戦的な職業意識は、過去の経験に

法で、今はささやかな要求であつても、既成事実を作つておいて、いつの間にか事務局の局員が三十人となり、五十人となり、これが自然に増強され、虎視たんたんとしてその機をうかがつておる旧軍人諸君の謀議の裏となるおそれがあると思うのであります。今日までの防衛計画が日本だけの書思によって行われてないことは天下周知の事実であります。アメリカの意向を土台にしてこれが進められ、日本の独自性のない計画が立てられているやうに、一部の旧職業軍人の野望がここに繋結をいたしまして、国防の基本方針や防衛計画の大綱が事務的に立案され、防衛出動の可否までが謀議され、多忙な大臣諸君や、非常勤の議員によつてこれがうのみにされる危険さえあるのであります。武器の力によつて国民の自由なる意思を押え、軍人の独善專行によつて太平洋戦争は起り、国を破滅せしめたのであります。軍人の好戦的な職業意識は、過去の経験に

徴して、鳩山総理も杉原長官も、よく承知をされておるところであります。事務局の機構やその規模のいかんは、このよだな危険が予想されますが、鳩山総理並びに杉原長官は、将来そのような危険が起らぬためにどのよう配慮とお考えを持っておられるか、お伺いをいたします。

また三十年度予算で要求されております七千二百十六万三千円の内閣「官房一般行政に必要な経費」のうち、國防会議運営に要する経費は幾らでありますか。また、これが自衛隊のように毎年加速度によくろんでいくのではないか、これは大蔵大臣に、要求される十八人のうち國防会議關係は何人などか、また毎年ふえてゆくのではないいか、これは大蔵大臣に、要求される十八人のうち國防会議關係は何人などか、これは防衛厅長官にお伺いをいたしました。

第五に、さらに總理大臣にお伺いをいたしますが、最近伝えられるところによりますと、先月三十一日の閣議において、またまたMSA協定に伴う税

密保護法の一部改正法案とか称する法案を提出することを決定された由であります。これまで日米防衛援助協定とともに、アメリカから提供されている物件と情報に限つて秘密保護法が適用され出され、成立しますと、昨年七月二十二日三十億円のほかに、前年度予算の未使用分二百二十七億円、さらに百五十四億円の予算外契約に対する国庫の義務負担が計画されているので、本年度における防衛関係費は合計千七百八十九億円に達し、軍隊ならざる自衛隊は三万一千二百七十一人を増強しようと計画されています。思えば、昭和二十五年、七万五千人の警察予備隊として充てたこの軍隊は、昭和二十七年に十一万人の陸の保安隊と海の警備隊に増強され、それから二年たつた二十九年には十六万四千五百四十人の自衛隊に躍進をして、さらだまた、これが十九万五千八百十一人に新たに増強されようとしております。このように、數は飛躍的に増強されつつ、秘密

臣は、四、五月分暫定予算審議の際に、三十年度の防衛関係予算は、昨年同様千三百二十七億円で抑えるといふことをしばしば言明をされました。しかし今、これまで政府がしばしば言明されており、アメリカから提供されている物件と情報に限つて秘密保護法が適用され、何のために秘密をだんだん拡大していったものが、もしも、この法案が提唱された結果的に見ますと、この千三百二十七億円のほかに、前年度予算の未使用分二百二十七億円、さらに百五十四億円の予算外契約に対する国庫の義務負担が計画されているので、本年度における防衛関係費は合計千七百八十九億円に達し、軍隊ならざる自衛隊は三万一千二百七十一人を増強しようと計画されています。思えば、昭和二十五年、七万五千人の警察予備隊として充てたこの軍隊は、昭和二十七年に十一万人の陸の保安隊と海の警備隊に増強され、それから二年たつた二十九年には十六万四千五百四十人の自衛隊に躍進をして、さらだまた、これが十九万五千八百十一人に新たに増強されようとしております。このように、數は飛躍的に増強されつつ、秘密

臣は、四、五月分暫定予算審議の際に、三十年度の防衛関係予算は、昨年同様千三百二十七億円で抑えるといふことをしばしば言明をされました。しかし今まで政府がしばしば言明されており、アメリカから提供されている物件と情報に限つて秘密保護法が適用され、何のために秘密をだんだん拡大していったものが、もしも、この法案が提唱された結果的に見ますと、この千三百二十七億円のほかに、前年度予算の未使用分二百二十七億円、さらに百五十四億円の予算外契約に対する国庫の義務負担が計画されているので、本年度における防衛関係費は合計千七百八十九億円に達し、軍隊ならざる自衛隊は三万一千二百七十一人を増強しようと計画されています。思えば、昭和二十五年、七万五千人の警察予備隊として充てたこの軍隊は、昭和二十七年に十一万人の陸の保安隊と海の警備隊に増強され、それから二年たつた二十九年には十六万四千五百四十人の自衛隊に躍進をして、さらだまた、これが十九万五千八百十一人に新たに増強されようとしております。このように、數は飛躍的に増強されつつ、秘密

臣は、四、五月分暫定予算審議の際に、三十年度の防衛関係予算は、昨年同様千三百二十七億円で抑えるといふことをしばしば言明をされました。しかし今まで政府がしばしば言明されており、アメリカから提供されている物件と情報に限つて秘密保護法が適用され、何のために秘密をだんだん拡大していったものが、もしも、この法案が提唱された結果的に見ますと、この千三百二十七億円のほかに、前年度予算の未使用分二百二十七億円、さらに百五十四億円の予算外契約に対する国庫の義務負担が計画されているので、本年度における防衛関係費は合計千七百八十九億円に達し、軍隊ならざる自衛隊は三万一千二百七十一人を増強しようと計画されています。思えば、昭和二十五年、七万五千人の警察予備隊として充てたこの軍隊は、昭和二十七年に十一万人の陸の保安隊と海の警備隊に増強され、それから二年たつた二十九年には十六万四千五百四十人の自衛隊に躍進をして、さらだまた、これが十九万五千八百十一人に新たに増強されようとしております。このように、數は飛躍的に増強されつつ、秘密

臣は、四、五月分暫定予算審議の際に、三十年度の防衛関係予算は、昨年同様千三百二十七億円で抑えるといふことをしばしば言明をされました。しかし今まで政府がしばしば言明されており、アメリカから提供されている物件と情報に限つて秘密保護法が適用され、何のために秘密をだんだん拡大していったものが、もしも、この法案が提唱された結果的に見ますと、この千三百二十七億円のほかに、前年度予算の未使用分二百二十七億円、さらに百五十四億円の予算外契約に対する国庫の義務負担が計画されているので、本年度における防衛関係費は合計千七百八十九億円に達し、軍隊ならざる自衛隊は三万一千二百七十一人を増強しようと計画されています。思えば、昭和二十五年、七万五千人の警察予備隊として充てたこの軍隊は、昭和二十七年に十一万人の陸の保安隊と海の警備隊に増強され、それから二年たつた二十九年には十六万四千五百四十人の自衛隊に躍進をして、さらだまた、これが十九万五千八百十一人に新たに増強されようとしております。このように、數は飛躍的に増強されつつ、秘密

であります。全くその当時に過ぎません。自衛隊法といふのはまだございませんで、常識では、自衛の目的のためにも兵力を持つてはいけないというのがそくということは憲法違反だと考えたのであります。その後におきまして、自衛隊法あるいは防衛庁設置法といふものが議会を通過いたしまして、第九条が自衛の目的の必要限度ならば差しつかえない、憲法違反にならぬというのが議会の空氣になり、世論もこれを支持したわけでありますから、この変化によつて私も意見を変えたのでござります。どうぞ御了承を願いたいと思ひます。

それから諮問機関に総理大臣が議長としているのは當を得ないようなお詫びをいたしましたが、議長として直接会議に列席しておることを必要と考えたのをございます。他にも、こういうような先例はござります。

官報号外

それから統合幕僚会議、これについての、性格についての御質問がございましたが、この統合幕僚会議といふのは防衛庁長官の補佐機関であると考えております。議員の選び方について、軍人とか軍需業者、それらを考えているのではないかといふようなお話がありましたが、全く今は白紙でありまして、知識の多い練達たんの士を選びたいと考えております。(旧軍人を二人や三人入れるのだろう)と呼ぶふ者あり)そういうことは考えておりません。

秘密保護法の改正について御質問がございましたが、これは昨年締結せられた日米艦艇協定を加えるだけの技術的なものでございまして、重要な改正是ございません。他の御質問については關係閣僚から答弁をしてもらいます。(拍手)

○國務大臣(萬田尚志君登壇) 国防会議の経費に関してお尋ねがあります。内閣官房の一般行政に要する経費が七千二百十六万円計上されておりますが、そのうち国防会議に要するものとして九十八万五千円を充てることになつております。

法律案につきまして、若干の質問をいたしたいのであります。まず第一は、憲法問題に関する事務量が、ただいまのところ予定ができますこと等から、今回は内閣官房の定員のうちから差し繰りをして、そしてこの事務をとらせるために職員に対するものは、先ほど申しましたように、これは特に見ておりません。その事務費でございます。あと個々の職員に対するものは、先ほど申しましたのは、これは内閣官房の既定の定員であります。従いまして、増員をいたしておりません。十八名ありますのは、これは内閣官房の既定の定員であります。従いまして、今後これではどうかといふお尋ねもあつたように思ひますが、私はこの会議の性質から、今後どういうように事務量がなるか、むろん私も今ここできまつたことを申すわけにも參りませんが、しかしこの会議の性質から言いまして、そつ大きな経費を要求されることはまあないだらうと、こういうふうに今私は考えておるようなわけであります。お答え申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 堀眞琴君。
〔堀眞琴君登壇 拍手〕
が、これは今日、人員整理を官庁としておりまする国防会議の構成等に関する法律案(題旨説明)

おるとときでもあります。また国防会議の事務量が、ただいまのところ予定ができますこと等から、今回は内閣官房の定員のうちから差し繰りをして、同じく憲法問題に関する事務量が、ただいまのところ予定ができます。松本、松浦両議員によりますが、これが第一は、憲法問題に関する事務量が、ただいまのところ予定ができますこと等から、今回は内閣官房の定員のうちから差し繰りをして、そしてこの事務をとらせるために職員に対するものは、先ほど申しましたのは、これは内閣官房の既定の定員であります。従いまして、増員をいたしておりません。十八名ありますのは、これは内閣官房の既定の定員であります。従いまして、今後これではどうかといふお尋ねもあつたように思ひますが、私はこの会議の性質から、今後どういうように事務量がなるか、むろん私も今ここできまつたことを申すわけにも參りませんが、しかしこの会議の性質から言いまして、そつ大きな経費を要求されることはまあないだらうと、こういうふうに今私は考えておるようなわけであります。お答え申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 堀眞琴君。
〔堀眞琴君登壇 拍手〕

が、これは今日、人員整理を官庁としておりまする国防会議の構成等に関する法律案(題旨説明)

しているのであります。従つてその觀点から申しましても、この法律案が憲法違反であることは否へまでもあります。私どもはこの法律案の母法である防衛厅設置法並びに自衛隊法が、昨年本国会に上程されました當時、憲法違反であるということを指摘いたしました。私どもはこれに反対いたしました。ありますするが、本法律案は防衛厅設置法の第四十三条に基いて上程されておりますのであります。しかもこれは間違いがないのであります。しかもこれによりまして事実上の日本の再軍備は一段と促進されることになるのであります。鳩山首相はただいま松浦君が指摘しましたように、在野時代には再軍備のために憲法を改正しなければならないということを主張されておつた。ところがこれに対する鳩山首相の答弁は、當時とだいまでは時代の変化によつて自分の考え方があつたといふことであります。防衛厅設置法や、

自衛隊法が国会において承認を受け、それ以後自分の考え方があつたといふのであります。そしてその腹を擗るならば、結局憲法改正のために必要な三分の二の勢力を、国会において確保することができなかつたといつたところであります。しかしこの決議は、いわば防衛二法案を成立させたために、当時の急場しのぎのためのものであります。それなればこそ國防会議の構成並びに権限は、おそらくはアメリカのナショナル・セキュリティ・カウンシル、あるいはイギリスのディフェンス・コミティを参考して作られたと思われるのであります。アメリカの場合は大統領が議長であり、副大統領、国务長官、国防長官、その他の閣僚諸長官が議員としてこれを參画することになつてゐる。イギリスの場合でも内閣総理大臣を議長とし、国防大臣を副議長とし、枢密院議院の議員となつて、三軍の総長も会議に出席させるということになつておる。そこで上程されるに至つたということは、何かそこに理由がなければならぬと思うのであります。それは何であるか、過般防衛分担金の減額問題について日米間に折衝が行われたのであります。あるとある国防会議を設置するといふことは、昨年の春、保守三派のいわゆる防衛折衝できました。そうし

てそれが防衛厅設置法に明文として盛られたのであります。そしてその国際的な構成についてお伺いいたしたいのです。国防会議の構成についてお伺いいたしたいのです。国防会議の構成並びに権限は、おそらくはされる者については、同僚議員からして高いいわゆる民間人の議員として任命されたのであります。しかしこの議員は、現在は白紙であるといふ答弁がなされたままです。しかしこの民間人は任期が三四年となつております。植竹議員は国防問題の重要性にかんがみて、その恒久性を維持しなければならぬといふのであります。しかし内閣の政治的責任をとるという観点から申し出で、任期の長いことを望んでおられた場合であつても、その民間人の任期は、内閣とともにその進退を明らかにします。むしろ民間人を入れる場合であつても、その民間人の任期は、内閣とのともにその進退を明らかにします。内閣とともにその進退を明らかにすることが最も望ましいと思うのであります。その点に關して首相並びに防衛厅長官の御答弁をお願いしたいのであります。

第二に、この法律案の上程に至つた事情について承わりたいのであります。アーティカ側から何らかの要望があつて、その構成員はもつぱら政府部員をもつて占めでいるのであります。日本の場合はどうかといふと、本法律案の第四条に規定しておりますように、総理大臣を議長とし、副議長、外務、相並びに防衛厅長官の御答弁をお願いしたいのであります。

官外報

最後に、国防会議の権限についてであります。国防会議の有する権限についても、大体アメリカやイギリスの制度を参考したと思われるのあります。その性格も諮問機関となつておる点、全くその軌を一にしておると言わなければなりません。しかしこれを詳細に検討してみますと、日本の国防会議は、アメリカやイギリスの当該会議に比較して、大きな権限を有することが見られるのであります。すなわちアメリカの場合は、まず第一に

国家安全保障に關係ある政府各省及び各機関の政策及び業務を一そら有効に調整するために大統領の指示する業務を行つたことが第一であります。第二には、大統領の指示に基いて、合衆国の軍事力に關係ある事項について国家安全保障のために査定し、評価し、大統領に勧告すること並びに国家安全保障に関連した各省各機関の共通の事柄について政策を審議し、これを大統領に勧告するということになつております。第三には、隨時みずから適当と認め、また大統領の要求する勧

告または報告を行うこと、というのが

問題に対してお答えをいたします。

【國務大臣重光義君登壇】

この法案は、御質問の中にもおつしやいました通りに、防衛厅設置法の四十三条に基いて提出いたしたものであつて、防衛厅設置法の第四十二条第一項並びに第三項によるといふと、同僚議員が質問いたしましたように、総理大臣が国防会議に諮らなければならない事項として五つ、それから国防会議は

国防に關する重要な事項について必要に応じ總理大臣に意見を申し述べることができるといふことになつております。いかに日本の場合が権限が大きくなる、従つてそれは単なる諮問機関以上

の政治的な意味を持つ機関ではないかといふことがおそれられるのであります。すなわちこの国防会議が内閣に対し何らかの圧力を及ぼすところの關係を持つに至るのではないかといふことがおそれられるのであります。

以上の点に關しまして、首相並びにその他の御質問がございましたが、これによつては、私はたゞたび申しますがごとく、自衛のための目的ならば、その必要限度において違反ではな

いと思ひますので、前のお答えを參照していただきたいと思います。任期について、あるいは構成について、御質問がございましたが、任期はやはり人員が五名以内といふことになつておりますし、三年の任期でありますから、やはりこの今度の法案に出した程度が一番いいと考えております。

この国防会議の権限が大き過ぎはせぬかといふ理由として、憲議典がお考えになつたと私が解釈しましたのは、一つは諮問する事項が必要的な諮問事項なんです。必ず諮問しなければならぬといふことになつておる。それからまた、ほかの例もあることございまして、特にこれだけが例外といふわけではありません。それから、ここに諮問する事項を列挙してある、この列挙事項

が非常に重要なことである、なるほど重要なことであります。重要なことはあるからこそ、実はこういうことは慎重の上にも慎重にやらなければならぬ。しかもそれは、先ほども申しました通り、米国側より要望されたものではないかと、その御質問に対しましては、ただ

は断してありません。分担金の際にりまして、米国側の示唆に基いたもの

では、單に防衛上、狭い意味の防衛上でござりますが、さような事実のかつたことを私からもお答え申し上げます。

○國務大臣杉原芳太君登壇

この法案の権限が大き過ぎはせぬかという御懸念のもとに御質問でございますが、これはもうあくまでも諮問機関でございます。その大き過ぎはせぬかという理由として、憲議典がお考えになつたと私が解釈しましたのは、これはほかの諮問機関ともよく例のあ

と、さらに慎重の上に慎重を加えると、こういう意味でそういうことを諮問事項に加えておるわけでござります。それから意見真申権があるといふことは、これはほかの諮問機関ともよく例のあ

と、これはほんの一部でござります。

○議長河井彌八君

これにて質疑の

防衛厅長官の御答弁をお願いする次第であります。(拍手) ○國務大臣鳩山一郎君登壇

〔國務大臣鳩山一郎君登壇〕

から、防衛長官から答弁をしてもらいます。(拍手)

以上の一連の御質問に対する御答弁は、この御質問がございましたが、これが防衛長官の方が適切だと思ひます。それは防衛長官の方が適切だと思ひます。

この御質問がございましたが、これは防衛長官の方が適切だと思ひます。

通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

議事の都合により、二時まで休憩いたします。

午後一時十九分休憩

官報

号外 昭和三十年六月三日

○第二十二回 参議院會議錄第十九号(その二)

午後二時二十八分開議
○議長(河井彌八君) 休憩前に引き続
き、これより会議を開きます。

日程第二、住宅融資保険法案(趣旨説
明)

本案について、国会法第五十六条の
二の規定により、内閣からその趣旨説
明を求めます。竹山建設大臣。

設を促進するため、政府といたしまし
ては、租税の軽減措置を拡充強化いた
しますとともに、民間資金の住宅建設
への導入を容易ならしめる措置を講ず
ることが必要であると考えております。

次に本法案の概要を申し上げますが、
第一に、保険を行ふ機関は住宅金融公
庫といたし、公庫は金融機関を相手方
とし、その金融機関が住宅建設等に必
要な資金を貸付けたことを公庫に通知
いたしますことによつて、金融機関の

和三十年度においては、以上申し上げ
ました住宅融資のため五十七億円を限
度として保険を行つた計画であり、こ
のため、政府はこの基金として公庫に
対し三億円の出資を予定いたしております。

この法律案に基きまして、公庫は昭
和四十一年度四十二万戸の住宅建設を大
きく取り上げました。そして、それは十
年間に住宅難の解消をはかるための初

年百分の三以内で政令で定める率を乗
じて得た額以内とすることにいたしました。

第三回

○議長(河井彌八君) 休憩前に引き続
き、これより会議を開きます。

日程第二、住宅融資保険法案(趣旨説
明)

このため、まず、金融機関資金金融通
換則を改訂し、金融機関の住宅資金の
貸し出し方が容易に行われる道を開いた
のであります。また、金融機関は住宅建設
資金は長期にわたつて固定化する消費
的資金と考えられ、かつ、住宅の担保
価値も低い等の理由のために、金融機
関からの住宅建設資金の貸付は、現在
なお不十分な状況にあります。住宅建
設に対する民間資金の融通を円滑に
し、住宅の建設を促進するためには、
これがため昭和三十年度予算案におい
て、公営住宅、公庫住宅、公团住宅
等、公的資金による住宅建設の増大を
はかる措置を講じますとともに、他
方、民間自力による住宅の建設力を増
大して、住宅の供給を円滑ならしめる
ための各般の施策を講じつある次第
であります。民間自力による住宅の建
き、保険を行う制度を確立する本法案

を提案することとした次第であります。
次に本法案の概要を申し上げますが、
第一に、保険を行ふ機関は住宅金融公
庫といたし、公庫は金融機関を相手方
とし、その金融機関が住宅建設等に必
要な資金を貸付けたことを公庫に通知
いたしますことによつて、金融機関の

貸付金の額が一定の金額に達するま
で、その貸付について、保険關係が成
立する旨の契約を締結することができ
ることといたしました。この場合、公
庫が事業年度ごとに保険をすることの
できる貸付金の総額は、国会の議決を
経た額以内といたします。第二に、
保険關係が成立する貸付は、住宅
の新築のほか住宅等の増築、改築、修
繕及び移転、住宅建設に必要な施設の
建設、これらに必要な土地等の取得及
び造成に必要な貸付で、貸付期間が六
カ月以上のものといたします。第三に、
保険金額等につきましては、貸付
の八十を乗じて得た額を保険金額と
し、公庫が支払うべき保険金の額は、

保険額から貸付金の回収した額を控
除した額に百分の八十を乗じて得た額
とし、また、弁済期における債務の不
履行等を保険事故といたしております。
第四に、保険料の額は保険金額に
基づいて算定され、年百分の三以内で政
令で定める率を乗じて得た額とし、これ
とを取り上げまして、これに対する政
府の所見を、大蔵、建設両大臣から承
認をうけます。

政府はさきの総選挙に当りました
ときに上りますところの不満と要望
とを取り上げまして、これに対する政
府の所見を、大蔵、建設両大臣から承
認をうけます。

政府はさきの総選挙に当りました
ときに上りますところの不満と要望
とを取り上げまして、これに対する政
府の所見を、大蔵、建設両大臣から承
認をうけます。

報 (号外)

いまして、多少とも実現の可能性を差
づけるような數字的な御説明はなかつ
たのでござります。しかしながら、今日
におきましては、予算案はすでに審議
にかけられておりますし、住宅公團法
案とか、この法案等が、開保法案とし
て出そろつておりますので、政府の十
ヵ年住宅建設計画は、すでに完全に數
字的に固まつておる段階と考えられま
すが、それは一体どういう計画のもの
であろうか、毎年どの程度の資金を用
いまして、各種目の住宅を何戸ずつ建
設しようとするのか、それらの点につ
きまして、この際はつきり御説明をお
願いしたいと思います。十
ヵ年で住宅難を解消するといふこと
は、非常に魅力のある着想であります
ので、國民はすみやかにその全貌を知
りたいと熱望しておりますし、本年度
の住宅建設問題を論ずるに当りま
して、計画の全体の姿をここに明らかに
しておくことが、ぜひ必要なもの
でございます。この点をまずお尋ねす
る次第でございます。

ざいませんが、これは二十年計画の一環として行われたのでござります。本年度は三百九十九億円の国費を使いまして四十二万戸の建設を行うといふとであります。が、計画通り果して実現ができるでありますようか、どうでありますか。四十二万戸中、民間自力建設非常に多くの部分を依存しておるだけに、最近民間における住宅の建設が少り坂になってきておることを考え合せますときに、危惧の念を抱かざるをほかないでございます。十カ年計画をほんとうに実行しようとするのであるならば、なんねんに下から数字を積み上げまして、確定な計画を立てなければならぬと存じます。十カ年の計画の数字的裏づけがないだけではなく、初年度の実行計画さえもが、はなはだ怪しいということでは、政府の信用にもかかわるとと思うでございます。はなはだ怪口が悪い言い方かもしませんが、一時の功名心が四十二万戸という過大な数字となつて現われたのではないかろうかというようなことも考えられます。しかもこの数字は十カ年計画からいえば、きわめて少い数にも思えますし、なお実行可能な面から考えますれば、実行はなはだ危いものとも思われます。政府は少しこの際、風波敷を広げます。計画そのものが、現在の段階におきましては、はなはだ無理な計画であったの過ぎたのではないかと考えられます。

ではなかろうか、こうした観念はたゞ私一人のものではございません。政界は近い将来において謙虚な気持に立派り、十カ年計画を検討する御意思ありますかどうかを、十分納得のくような説明をもちまして、建設大臣、大蔵大臣から承わりたいと存じます。

次に、本年度の計画といたしまして、政府が発表しているものに対しては、国民の間に多くの不満や要望がありますが叫ばれております。すなわち第一は、国民が現在最も多くの期待をかけておりますのは、手頃な施設と手頃な家賃の中層アパートであります。ところが政府の計画では、この国民が最も要望しておりますところの公営の十二階坪耐火アパートが、本年度は多数削除されてしままして、これに入ることができなくなつております。このことはまさに残念なことであります。これを相当復活させてもらいたいといふのが国民の第一の要望のようなります。承わっておられます。

第二は、六坪という狭小な住宅が多數建設されることになつております。これは戦後十カ年間に年々少しずつ開拓してきた住宅水準を一轟に低落させることともなると存じます。このようなまことに不良住宅とも申すべきものは、かりに住宅難に迫られてせつばることともなると存じます。このよ

便に悩まされまして不満を抱くようなるということは、過去の経験から明らかであります。このような状況下で、住宅は、独身者用を除きましては、決して国民の歓迎するところではないとうでござります。

第三には、公庫住宅の融資率を約割引き下げることが予定されておりましたが、これは国民の住宅建設の意欲水をかけるようなものであります。これによつて頭金の額は増大し、本度、住宅の建設を予定して營々とし財金をしていた者も、しばらくは見せなければならぬ始末になります。しかし、また融資率引き下げが実行せれますと、公庫を利用できる階層比較的の収入の多い階層にとどまるところ好ましからざる結果となるであります。公庫融資率の引き下げは、國民の全く強く反対しているところであります。

ごく要約いたしますと、以上の二点が政府の本年度の計画に対する批判であります。要望でもあります。四十二万戸建設ということは、いかにも魅力あるスローガンであります。その内容は以上のように國民の希望するところでは相当の大きさがあるように考えられます。政府はこうした國民の要望を取り上げまして、これに沿うような計画の変更を行う意思があるかどうかを審議委員会からお伺いしたいと存ります。大臣からお伺いしたいと存ります。

以上政府の十ヵ年計画及び本年度の実行計画につきまして、私の疑問とするところを述べた上で、ただいま提案せられました住宅融資保険法案に関するお話をうながして、少しく質問を試みたいと思います。

政府の本年度四十二万戸計画を見ますと、国の施策による住宅が十七万五千戸、民間の自力による建設が二十四万五千戸となっておりまして、自効建設の分は昨年度の十九万戸に比べて五万戸の増加という計画でございます。この施策による分につきましては、先ほど要約的に意見を申し上げておきましたが、かりにそれが所期の結果を得られたといたしましても、その成果は四十二万戸計画の半数に満たないものでございまして、四十二万戸計画の成否はかかって民間自効建設がどの程度に効果をおさめるかにかかっておるといつても過言でないのをございます。民間の住宅建設の最近の趨勢を見ますと、デフレ政策の浸透とも関連して、建設数はむしろ下り坂にあるといふことが実情であります。この趨勢を逆転させて、昨年度の十九万戸に対しさらに五万五千戸を増加させるには、なんらかの努力が必要であると存じます。今議題になつております住宅融資保険法案は四十二万戸計画の成否にかかる民間自効建設促進のためのほとんど唯一の立法でありまして、この去る二カ月、一月一二日付提出

めやつたのではないのであります。従来の八坪の木造に対しては、今回の一番進んだ建築方式をとりますと、六坪のアパートは、必ず生活内容は向上をするものと考えておりますが、もちろんこれは中央、地方、それぞれ地方の表情に適応するように実施はいたすつもりであります。決してことさら小さな家を作る考えは毛頭ございません。

なお、公庫住宅の融資の比率を下げたことも御指摘がありました。これは全般的に下げたのではありません。中でいろいろな種類がありますから、従来の率でやつておるものもあり、若干下げるものもあり、また世間では土地融資をやめたように誤伝をされておりますが、土地融資の額は昨年よりも増加をしておるようなわけありますので、この点は個々のこれから下ります。

従つて、目下のところ、この計画を練り直す考えはないかといふ御注意につきましては、実施の上におきましては、もちろんよく御意見を伺つて、実際に適応するようにいたして参りたいと思いますが、現在の予算に編成をいたしました計画は、われわれは許されました。この度は、中央、地方、それぞれ地方の表情に適応するように実施はいたすつもりであります。決してことさら小さな家を作る考えは毛頭ございません。

なお、公庫住宅の融資の比率を下げたことも御指摘がありました。これは全般的に下げたのではありません。中でいろいろな種類がありますから、従来の率でやつておるものもあり、若干下げるものもあり、また世間では土地融資をやめたように誤伝をされておりま

す。この度は、中央、地方、それぞれ地方の表情に適応するように実施はいたすつもりであります。決してことさら小さな家を作る考えは毛頭ございません。

後この契約書を作ります際に、御注意の点を生かしてさようなることのない階層はどういうところかということです。階層は、これは政府の資金で家を建てるますように、明確にどの階層といふことを指定することは、御承知の通り困難とは思いますが、あくまで住宅政策の本旨にのつとりまして、われわれが考えます從来の線を中心につけるようにいたしまして参りたいと思つております。

なお保険料率は、大蔵大臣の申す通り、二%ということに大蔵省との間に話をしておりますから、これも高いとおつしやられればそうも思ひますけれども、今与えられたいろいろな資料を基準にいたしますと、ある程度の安

なれば、大蔵大臣がよく知つておるから、その御答弁が、まるで違つておる。私は五十七億円の融資のお金が確保できるもろこざりますが、はなはだ良心的であります。点を非常に満足に思います。たゞ、建設大臣と大蔵大臣とお二人そろい心持で対処をいたしておるよろしくあります。以上であります。

○石井桂君
〔石井桂君登壇、拍手〕

○謹長(河井第八君)
〔石井桂君
再質問よりしゅうざい〕

「石井桂君発言の許可を求む」

な、この五十七億で何戸建つかと申しますことはなく、むしろ一段と進めたい。されど、これは見方の問題でありますから、昨年二十万戸近いものができた。今年は何ができるかと云ふことは、これは極端に申せば、やつてみなきわからぬことであります。私は昨今の情勢をいろいろな角度から見ておりまして、住宅建設の方策が各方面に非常に燃え上つてきておることだけは事実であります。これをいろいろな方面から支持協力を願つていくなれば、私はむしろ昨年よりも多くの民間自力建設ができるのであります。決して楽観をいたさるのではないが、決して楽観をいたしております。住宅以外に流れるとさような見通しを持つておるようになりますが、東行の場合におきまして、申しこたしておられます。

な、この資金の問題につきましては、いろいろ専門的な御注意をいただきま

人とも大臣がお間違いになりましたから、もう一べん御答弁を願いたいと思います。

【國務大臣一萬田尙登君登壇】 お答え申上します。

○國務大臣(一萬田尙登君) お答え申上します。御質疑の点をはつきりいたしませんで、大へん相済もなく思つておりまます。御質疑の点は私どもなるほどと考へるよういたしたいと考えてゐるわけあります。

○國務大臣竹山祐太郎君登壇】 大へん申しわけありませんでしたが、実は私は今までいろいろな方面との話し合いの感じから申しますならば、この程度の額は当然消化ができるものだ、むしろこれは最初の計画であります。これ

をもとにいたしまして漸次拡大をいたしましたしてまことに相済みませんが、しかしそれは御心配の点についてつうかりましたとしてまことに相済みませんが、しかしよつしやられる通り、問題は現実の金の貸し借りの問題でありますから、理窟で参らぬと思いますが、しかしこれは御注意の点をよく注意をいたしまして、実施の上、いろいろな契約を取りかわす方式等の場合におきまして、ほんとうによく利用できます

ように努力をいたしたいと考えております。

○副議長(河井彌八君) 近藤信一君。

【近藤信一君登壇、拍手】

○近藤信一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されました住宅融資保険法案について、関係各大臣に対して若干の質問をいたしました。

鳩山内閣が今次衆議院選舉に際して

國民に対しても重要な公約の一つとして、初年度住宅四十二万戸の建設があります。私どもといたしましても、今

日住宅に悩んでいる國民のために一日も早く住宅難を解消しまして、文化的な生活のできることを望んでいる次第でござります。

この住宅四十二万戸建設の公約を非常に喜んでいた一人でもあります。ところがこの四十二万戸の住宅建設案の内容

を見まして、まことにがっかりしたのであります。このことは私だけではなく、住宅に悩んでいる國民は四十二万戸といふ大きな公約を期待し、今年こそは住宅難が解決されるであろうと考

えておりましたので、がつかりしたと

いうよりも、國民を愚弄するものとし

ておられます。政府は四十二万戸の数字を合わせて、

このために非常に苦労をなさって、公営住宅や公庫住宅の坪数を六坪や八坪にまで、ほんとうによく利用できます

れたりして、まるでマッチ箱のような家を建てられるのであります。わざかに六坪や八坪の狭小住宅を建設され、新婚家庭や母子住宅にされる計画ですが、新婚家庭必ずしも二人といふことは当然であります。また母子住宅も必ず二人ときまっているものではありません。昨晩の夕刊にも、狭小住宅の悲劇が出ておりました。横浜で六疊間一間にたくさんの人が生活しております。赤ん坊を窒息死させてしまふという悲劇がありました。これは一例にすぎませんが、こうした事実から見まして、狭小住宅がいかに不適当であるかが十分にうかがい知れるのであります。今日でも過密居住だと非難を受けております。さらにこれに拍車をかけるのがこの四十二万戸の住宅建設案の内容であります。

このように、政府は四十二万戸建設を公約した以上、何とか数字だけのつじつまを合はせなければならぬので、このような方法を考えられたのです。今日でも過密居住だと非難を受けております。さらにこれに拍車をかけるのがこの四十二万戸の住宅建設案の内容であります。このように、政府は四十二万戸建設を公約した以上、何とか数字だけのつじつまを合はせなければならぬので、このような方法を考えられたのです。数字を合わせるためになら、どのような手段をとってもかまわないと考えておられるのか。また、本年度中に、増改築分が三万戸予定されております。本来私ども日本人の考え方で言いますならば、一戸ということは独立家屋をいうのであって、一戸がやした

次は、大蔵大臣にお尋ねいたします。第一点は、今年度予算編成に当たりておられるのか。また、本年度中に、増改築分が三万戸予定されておりましたので、大丈夫作り得るという自信があるのか。もしできないとすれば、総理はどういう責任をとられるのか。これら点について明確なる御答弁をお願いいたします。

第二点といたしまして、総理は過日になります。これを逆に申し上げますならば、公庫で住宅を建設する國民に頭金が一〇%ずつふえたてきたということを得ないのであります。さらに、民間自力による二十三万戸の建設と一千五百戸の増改築の分まで、政府は公約削減をアメリカ側と交渉して、その分

の中に入れて計算しておりますが、これまで國民を愚弄するものであります。政府は何ゆえに公約されたときに増改築の四万五千戸を含むと発表しなかつたのでしょうか。國民が受けた印象は、四十二万戸全部が政府資金によって建てられるものというが、

金によつて建てられるものといふに受け取つておつたのであります。従つて選舉のときには、政府もまたそのように宣伝されたのでありますから、國民がかように考えるのも当然だと思います。政府は選舉に勝つて、初めて民間自力による住宅建設を表面に出され、それまではひた隠しに隠しておられたのでありますから、國民からインチキなものだと言われても、二の句がつけねことと思ひます。

このように、政府は四十二万戸建設を公約した以上、何とか数字だけのつじつまを合はせなければならぬので、このような方法を考えられたのです。数字を合わせるためになら、どのような手段をとってもかまわないと考えておられるのか。また、本年度中に、増改築分が三万戸予定されておりましたので、大丈夫作り得るという自信があるのか。もしできないとすれば、総理はどういう責任をとられるのか。これら点について明確なる御答弁をお願いいたします。

第二点といたしまして、総理は過日になります。それを逆に申し上げますならば、公庫で住宅を建設する國民に頭金が一〇%ずつふえたてきたということを得ないのであります。さらに、民間自力による二十三万戸の建設と一千五百戸の増改築の分まで、政府は公約削減をアメリカ側と交渉して、その分

官報(号外)

と思いませんが、何ゆえにこのような無理をしなければ予算編成ができなかつたのでしょうか。また、こうした予算を組まなければならなかつた理由は何でございましょうか。

第二点は、公庫から融資をしてもらつて住宅を建設したいと意願する階級は、大部分労働者階級であります。従来頭金が多くて、家を建てようとしたましましても、建てられないといふのが現状であります。昨年はやつと頭金が5%少くなつたのであります。ところがデフレ下における労働者階級は、五万頭金が少くなつたにもかかわらず、なお頭金ができるのに住宅を建てようにも建てられないといふのが現状であります。それなのに今回また一〇万頭金をよけいに出さなければ住宅を建設することができません。これでは住宅困窮者は永遠に住宅を建てることができないのであります。この矛盾を大臣はどのように解決される考えでおられますか。

第三の点は、住宅公団を設置なさる考えは、政府の住宅四十二万戸建設の公約が、政府資金だけでは非常にむづかしい。また、その見通しもつかないので、住宅公団を設置されまして、地方公共団体にも出資させる。政府は資金のつこ入れを地方にさせまする考えのもとで、住宅公団なるものが設置されると考えますが、政府が政府の責任で公約を果すことができなくなつたの

で、その責任を地方にも分担させようとするのが、この住宅公団法のねらいでなかろうかと思いますが、大臣はこれを組まなければならなかつた理由は何でございましょうか。

第二点は、自治庁長官にお尋ねいたしました。このたび政府は四十二万戸の住宅建設の公約を果すために、住宅公団法を提案され、住宅公団を設置されるお考えであります。この公団法を見ますと、地方公共団体が二〇%の出資をしなければなりません。このことは、政府が四十二万戸の公約を実行するため、地方にも責任を負つてもらわねばならぬと考えられたことと思います。しかし、今日地方公共団体は、どこともかしら赤字財政で、四苦八苦しておるというのが現状ではなかろうかと思いま

で、その責任を地方にも分担させようとするのが、この住宅公団法のねらい

でなかろうかと思ひます。大臣はこ

どかはまことに疑問があるので、大

臣は主たる事務所を東京に置き、大

臣は主たる事務所を東京に置くこと

でなかろうかと思ひます。大臣はこ

どかはまことに疑問があるので、大

臣は主たる事務所を東京に置き、大

臣は主たる事務所を東京に置くこと

でなかろうかと思ひます。大臣はこ

どかはまことに疑問があるので、大

臣は主たる事務所を東京に置き、大

臣は主たる事務所を東京に置くこと

でなかろうかと思ひます。大臣はこ

どかはまことに疑問があるので、大

臣は主たる事務所を東京に置くこと

で、その責任を地方にも分担させようとするのが、この住宅公団法のねらいでなかろうかと思ひます。大臣はこ

どかはまことに疑問があるので、大

臣は主たる事務所を東京に置き、大

臣は主たる事務所を東京に置くこと

で、その責任を地方にも分担させようとするのが、この住宅公団法のねらい

でなかろうかと思ひます。大臣はこ

どかはまことに疑問があるので、大

臣は主たる事務所を東京に置くこと

で、その責任を地方にも分担させようとするのが、この住宅公団法のねらい

でなかろうかと思ひます。大臣はこ

どかはまことに疑問があるので、大

臣は主たる事務所を東京に置くこと

で、その責任を地方にも分担させようとするのが、この住宅公団法のねらい

でなかろうかと思ひます。大臣はこ

どかはまことに疑問があるので、大

臣は主たる事務所を東京に置くこと

のみで、住民権はないのか。もし無業に住民権がないとするならば、一体誰が住民権を握つておられるのか。この点が不明確でありますから、大臣から、交渉相手が誰で住民権はどなたが握つておられるかなど、以上五点について明確なる御答弁をお願いいたしました。

最後に、労働大臣にお尋ねいたしましたが、今回政府から提案されました住宅公団が発足いたしますならば、当然職員等も多数使われるものでありますから、公団に職員組合が組織されるものと考えます。その場合公団の職員組合はいかなる性格を持つものであるか。たとえば公社と同じ性格のものであるかどうか。更に団体交渉権並びに争議権はどうなるのか、この一点について御答弁をお願いいたしました。(拍手)

〔國務大臣鳥山一郎君登壇 拍手〕
○國務大臣(鳥山一郎君) 御質問に対ししてお答えをいたしました。

御答弁をお願いいたしました。御答弁をお願いいたしました。〔國務大臣鳥山一郎君登壇 拍手〕
○國務大臣(竹山祐太郎君) お答え下さい

〔國務大臣(鳥山一郎君登壇 拍手) お答え下さい〕
○國務大臣(竹山祐太郎君) 御質問に対ししてお答えをいたしました。御答弁をお願いいたしました。〔國務大臣(竹山祐太郎君) お答え下さい〕
○國務大臣(竹山祐太郎君) お答え下さい

ス分担金というものの総額が前年度のワク内にとどまるを得ましたがため、住宅の方に幾分かの金が回るようになります。だからして、実質的にいえば、防衛分担金の減額が住宅を生んだということは言えないことはないのです。

他の御質問に対しまして、たとえば四十二万戸の建設ができない場合の責任等について御質問がございましたが、私は現在におきまして、できるだけの努力を費して予定計画の実行をいたし、そうして、そのことは決して不可能なことではないと確信をしておる次第でございます。

他の御質問につきましては国務大臣から答弁してもらいます。

〔國務大臣(竹山祐太郎君) お答え下さい〕
○國務大臣(竹山祐太郎君) お答え下さい

計画につきまして、いろいろ増改築の問題や小さい六坪の住宅についての御意見等もありましたが、先ほど申上げましたように、増改築について

私は非常に要求がたくさんありますから、現までの半額地方負担という建前の公庫を実行をいたしますとすれば、もう百億近い地方負担をこれ以上増すということは、

いたしますとすれば、もう百億近い地方負担をこれ以上増すということは、

いたしますとすれば、もう百億近い地方負担をこれ以上増すということは、

いたしますとすれば、もう百億近い地方負担をこれ以上増すということは、

いたしますとすれば、もう百億近い地方負担をこれ以上増すということは、

いたしますとすれば、もう百億近い地

方の機関との関連から当然の制度だと思います。だからして、この融資率を一〇%引いて、しかも耐火建築であります。とても先ほど申し上げましたように、今回の計画では月入八百円の家賃であります。なお六坪の住宅についても、しかしながら木造は千円であります。そういう意味で、われわれは公営住宅をできるだけ御意見のように、低家賃の住宅を供給するには、公営によらなきやならないことは申すまでもないでありますから、この低家賃の公営をできるだけ増すということに最大の努力をいたしますが、しかしこの公営は半額の地方負担を伴うわけでありますから、

従来の木造は千円であります。そ

う意味で、われわれは公営住宅をできるだけ御意見のように、低家賃の住宅

を供給するには、公営によらなきやならぬことを申すまでもないでありますから、この低家賃の公営をできるだけ増すということに最大の努力をいたしますが、しかしこの公営は半額の

地方負担を伴うわけでありますから、

従来の木造は千円であります。そ

う意味で、われわれは公営住宅をできるだけ御意見のように、低家賃の住宅

を供給するには、公営によらなきやならぬことを申すまでもないでありますから、この低家賃の公営をできるだけ増すということに最大の努力をいたしますが、しかしこの公営は半額の

地方負担を伴うわけでありますから、

従来の木造は千円であります。そ

う意味で、われわれは公営住宅をできるだけ御意見のように、低家賃の住宅

を供給するには、公営によらなきやならぬことを申すまでもないでありますから、この低家賃の公営をできるだけ増す

ことによって、資金の根源が運びますから、こういう方法でやる

ことによっては十分解決をし得ると思つております。

なお、労働者が家を作るのに頭金

が少しで済んでおつたのが、今日は一

〇%上つたじやないか。それで、一

方には住宅建設を叫びながら労働者の住

宅建設を不便にするのはおもしろくない

こと、もつともあるのであります。

他の機関との関連から当然の制度だと思います。

〔國務大臣(萬田尚登君)登壇〕

出して建てて参るわけでありまし

て、これはお話を

と考えております。

が実現され得るでございましょうか。

これが第一の質問でございます。

第二は、この法律は、法文のどこを見ましても、住宅に困窮してゐる者に

対する金融機関の融資であるといふことが書かれておりません。一体この政

府の金融保証の対象となる住宅及び宅地の需要者といふものは、どういふものを見ておりましようか。法文から推察すれば、住宅の建設あるいは經營

を事業とする者、または宅地の造成、分譲事業等を行う電鉄会社、その他の事業会社に対しまして、金融機関が金

融事業として行うことになる公算が非常に大きいのでござります。政府は、

中小金融機関の救済政策として考えておるものであるかどうか。また政府が

債務を保証しようといふその究極の目

的是どにあるのか、家を建てるため

にあるのかどうか。住宅困窮者に対し

ますところの施策といふならば、なぜ

保証の対象となる金融機関の貸付基準

を法文にはつきり明示しなかつたか。

何らの明示なく、ただ事業者でも、た

れでも借りられるといふような法文になつております。

第三には、金融機関は、この保険の対象となる借付に際しましては、どういふ物を担保物件として取るつもりですか、この点も明確に法文化しております。

第四には、金融機関はどのような便利で住宅資金を借りる者に対しても金をません。

貸すのでございましょうか。金融機関は保証保険料として、公庫に貸付金の三分、たゞいま建設大臣の説明を聞きまますと、二分といふことになつたそぞ

うとが書かれておりません。しかしながら、この二分といふものは当然金を借りる者に対する賃貸業者といふものは、どういふものを考えておりましようか。法文から推察すれば、住宅の建設あるいは經營

を事業とする者、または宅地の造成、分譲事業等を行なう電鉄会社、その他の事業会社に対しまして、金融機関が金

融事業として行うことになる公算が非

常に大きいのでござります。政府は、

中小金融機関の救済政策として考えておるものであるかどうか。また政府が

債務を保証しようといふその究極の目

的是どにあるのか、家を建てるため

にあるのかどうか。住宅困窮者に対し

ますところの施策といふならば、なぜ

保証の対象となる金融機関の貸付基準

を法文にはつきり明示しなかつたか。

何らの明示なく、ただ事業者でも、た

れでも借りられるといふような法文になつております。

第三には、金融機関は、この保険の対象となる借付に際しましては、どういふ物を担保物件として取るつもりですか、この点も明確に法文化しております。

第四には、金融機関はどのような便利で住宅資金を借りる者に対しても金を

途の不明期化を招くものではなかろうか。この問題に対する意見はございません。しかしこの民間資金の金利といふものは、九分五厘といふ高率でござりますと、二分といふことになつたそぞ

うとが書かれておりません。かりに金融機関が行なつての二分といふものは当然金を借りる者に対する賃貸業者といふものは、どういふものを考えておりましようか。法文から推察すれば、住宅の建設あるいは經營

を事業とする者、または宅地の造成、分譲事業等を行なう電鉄会社、その他の事業会社に対しまして、金融機関が金

融事業として行うことになる公算が非

常に大きいのでござります。政府は、

中小金融機関の救済政策として考えておるものであるかどうか。また政府が

債務を保証しようといふその究極の目

的是どにあるのか、家を建てるため

にあるのかどうか。住宅困窮者に対し

ますところの施策といふならば、なぜ

保証の対象となる金融機関の貸付基準

を法文にはつきり明示しなかつたか。

何らの明示なく、ただ事業者でも、た

れでも借りられるといふような法文になつております。

第三には、金融機関は、この保険の対象となる借付に際しましては、どういふ物を担保物件として取るつもりですか、この点も明確に法文化しております。

第四には、金融機関はどのような便利で住宅資金を借りる者に対しても金を

して考えられておるよう見受けられます。しかしこの民間資金の金利といふものは、九分五厘といふ高率でござりますと、二分といふことになつたそぞ

うとが書かれておりません。かりに金融機関が行なつての二分といふものは当然金を借りる者に対する賃貸業者といふものは、どういふものを考えておりましようか。法文から推察すれば、住宅の建設あるいは經營

を事業とする者、または宅地の造成、分譲事業等を行なう電鉄会社、その他の事業会社に対しまして、金融機関が金

融事業として行うことになる公算が非

常に大きいのでござります。政府は、

中小金融機関の救済政策として考えておるものであるかどうか。また政府が

債務を保証しようといふその究極の目

的是どにあるのか、家を建てるため

にあるのかどうか。住宅困窮者に対し

ますところの施策といふならば、なぜ

保証の対象となる金融機関の貸付基準

を法文にはつきり明示しなかつたか。

何らの明示なく、ただ事業者でも、た

れでも借りられるといふような法文になつております。

第三には、金融機関は、この保険の対象となる借付に際しましては、どういふ物を担保物件として取るつもりですか、この点も明確に法文化しております。

第四には、金融機関はどのような便利で住宅資金を借りる者に対しても金を

この家に住めないのが現状でございません。さらに不思議なことは、この公

庫法でできあがりました家に対しましては四千数百円の家賃を払うのはたつ

いた五年でござります。もしこの五ヵ年

は、どのよろ根拠をもつてこの九分五厘といふ高利を承認したか、は

なはだいまわしい単なる銀行教諭の計算だけではなかろうかと考えられるの

形で四千数百円を永久にとるといた

しますならば、その差金一千数百円と

いうものに対する収入はどのように措定されたのでしょうか。これも

居させようとしておるのか。今日住宅

の階級などといふことは、少くとも

立法者であるところの国會議員に対する

軽視ではなかろうかと存じます。こ

の点も伺いたい。

第七には、民間資金の活用について

でござります。政府の住宅政策は、つ

まるところは民間資金の活用によつて

建設戸数だけをふやそら、こういふと

ころにねらいがあるものと考えられま

す。ところが、そのためには民間資金

の活用といふことは、どういふものを

対象に考えられておるか。政府の新た

に企図するところの日本住宅公團の本

億の金を借りて、それを唯一の資金と

してありますから、これは重大なる便

利で住宅資金を借りる者に対しても金を

ません。

なお私どもは、本委議院に日本社会

党両派共同提案として、國設住宅法並

びに日本分譲住宅公團法案を提案いた

しております。これらとともに低額所

官 報 号 (外)

通り、半分は賃貸にし、半分はこれを譲り受けた労働住宅で分譲いたしていくといふ。いろいろな建蔽をとつて參りますが、全体を一括して申せば、この民間資金と政府資金とを合わせまして、一番安い家賃、または分譲価格です。ずっと長い年限にわたってやること、勤労者の住宅供給のために必要な制度と考えて打ち立てた建前でありますから、御心配のよろなことは毛頭いたすつもりはありません。

それから土地の問題につきましては、お話を通り、現在まで公團が宅地の金融をいたしては参っておりませんが、なかなかこれでは、目に見えたようになります。そこで公團が今回まことに参りません。そこで三十数万坪のいわゆる政府の国有地の現物提供をしてもらう。これに直接導入をして、宅地の造成をはかるほか、三十万坪ずつの、政府の資金をこねて、公團が特に、まあ保険会社その他に参りません。そこで公團が今回まことに参りません。そこで三十万坪ずつの、政府の資金をこねて、公團が特に、まあ保険会社その他に参りません。そこで三十万坪ずつの、政府の資金をこねて、公團が特に、まあ保険会社その他に参りません。そこで三十万坪ずつの、政府の資金をこねて、公團が特に、まあ保険会社その他に参りません。

〔國務大臣 萩原登君登壇〕 ただいま建設大臣から詳しく述べたところも、ほとんど全部御答弁があつたようになります。(笑聲)

〔國務大臣 萩原登君登壇〕 ただいま建设大臣から詳しく述べたところも、ほとんど全部御答弁があつたようになります。(笑聲)

七分八厘の安い金利で借つておるの

ただ一つだけ、東京都の住宅協会が

七分八厘の安い金利で借つておるの

七分八厘の安い金利で借つておるの

に、今度の公團では九分以上の金を出しますが、このようにお話をあつたのであります。その後も期限も一ヵ年と思つております。それから期限も一ヵ年と思つております。そして、これはいろいろな關係から東京都が特に話でござります。それから期限も一ヵ年と思つております。その後も期限も一ヵ年と思つております。そして、これはいろいろな問題について、二、三場山総理大臣と竹山建設大臣に質問申上げました。昭和三十年度建設省予算内保険料に基きましたが、質問に先立ちまして、先日建設省が私たちに配付いたしました。

○長谷部ひろ君 私は無所属クラブを代表いたしまして、ただいま問題になつております法案の基礎になる住宅政策の基本問題につきまして、そのきわめて重要な点について、二、三場山総理大臣と竹山建設大臣に質問申上げました。昭和三十年度建設省予算内保険料に基きましたが、質問に先立ちまして、先日建設省が私たちに配付いたしました。

な期待を持っているのでござります。しかしながら、四十二万戸の建設も内容を検討して見ますと、以上申し上げましたように違つてるのでござります。

そこで、次の点を鳩山総理並びに竹建設大臣にお伺い申し上げたいのでございます。まず第一に、選挙で住宅建設四十二万戸を公約なさいました當時、その内容は、政府が現在実施なさるうとしておいでになります程度のものでございましたでしょうか。あるいはその後事情が變りまして、このよくなされな計画になつたのでございましょうか。もし事情が變つたとくのでございましたらどのように變つたのでございまますか、それをお伺いしとう存じます。

第二には、鳩山内閣は国民に最もわかりやすい、そしてまた国民の最も熱望しております住宅対策を初め、各種の公約を公表なさいました。公約を公表なさいました現在は、前の吉田内閣とほとんど同じ方向をおとりになりましたように思われるのですがござります。國民の願いをあれほど正しくおつかみになりました鳩山政府が、なぜその反対の方向をおとりにならなければならぬのでございましょうか。これほど国民の願いを知り尽しておいでになりながら、それをもし裏切るようなことがございましたならば、これはまことに罪深いこと存じます。(拍手)

政権につきになりますと、何ちか国

(号)外報官

民以外の圧力が加わるのでございましょうか。私どもはそれがほんとうにお伺いしたいのでござります。

第三には、過密住宅に対するお考えと今後の対策についてお伺い申し上げたいと存じます。

以上三点を総理大臣と建設大臣にお伺いいたしまして、私の質問を終りましたと存じます。(拍手)

【國務大臣(鳩山一郎君登壇)】 良谷部さん
伺いいたしまして、私の質問を終りましたと存じます。

○國務大臣(鳩山一郎君登壇) 良谷部さん
の御質問に対して答弁をいたします。

公約した当時の考え方と法案を提出いたしましたときと別に変更しておるとは思ひません。現実に即した内容を消すことを目標としておりまして、

住宅と公庫と公團の三本建になつておらずから、公營だけについて御批判をいただいても、御理解をいただくこ

とは困難であると思ひます。主として今御検討下さいましたものは公營でありますから、公營だけについて御

批判がありましたが、今回の案は公營やしました点は、決してこれは費用を安上りにするわけではなくて、むしろこの六坪の方が一戸の費用はたくさんかかります。しかし、いわゆる耐久年限の上から言いまして、計算上家賃は八百円でこれは済みますから、今は御婦人方から非常に感謝をされておりますのがこれであります。

しかしして第一種の方で減りましたのは何かと申しますと、一番多く減りましたのは、中國耐火のいわゆる一番進歩いたしましたアパートを思い切って減らしております。これは先ほど申しておられますように、前年度は八千戸ほどでありましたものが一千戸ほど減らしてありますけれども、その半面、これと同じアパートを二万戸公團で全額

数をふやす、そして一方においては、民間資金を充當いたしまして、耐火の低賃貸の公營第二種住宅は思い切って高層アパートを公團によって作つていい

おきましたから、私も少し数字について申し上げて、前提を御理解をいただきたいと思います。

それは、しばしば申し上げますよろしく存じます。

【國務大臣(竹山祐太郎君登壇)】 お答えをしては答弁をしてもらいます。(拍手)

○國務大臣(竹山祐太郎君登壇) お答えをしては答弁をしてもらいます。この第二種は昨年度第一種は二分の一地方が負担をするものでありますと、御承知の通り、公營は一種と二種あります。二種は政府が三分の一負担し、地方公共団体が三分の一負担する最も低賃貸のものであります。

第一種は二分の一地方が負担をするものであります。この第二種は昨年度は九千二百五十五戸であります。が、今回は一万七千三百戸に第二種をふやしておりまして、半面第一種の方は三万九千四百二十戸のものを三万二千七百戸にいたしまして、合わせて五万戸にいたしております点は、われわれは最も低賃貸のものを多く作りたいという意味におきまして、第二種に

思つて集中をいたしたわけであり、まさに、頭金も一文も要求せずに、土地と建設資金を全部公團の負担におきまして、公團でありますので、御理解をいただきたい

ますから、これで國費の負担は決して軽減されおりません。しかもこの二種の中で、御指摘はありましたが、公營全体は今申した通り第三種に重点を行つたわけであります。費用のかかるものを公團で引き受け、そうして公團全体は今申した通り第三種に重点を行つたわけでありまして、これまで公團から言いますならば、一方でない建前から言いますならば、一方においては耐火のアパートをできるだけ作つて行くという二つの相反したといませんけれども、皆さん方の御要求のよう、政府が全部の負担をする建前で供給するということと、また半面に希望に対してはこたえなければなりません。一つでありますと、もちろん立派なアパートをたくさん作りたいという要求を聞いて、最も低賃貸の家を多く供給するものを公團で引き受け、そうして

きまして二万戸のこの中層アパートを建てるのですから、この公營の一一番進歩したアパートを公團に持つてありますから、この公營の運営のためには、公團でありますので、御理解をいただきたい

びこれらの軍隊における勤務条件には適用しない。	ラジエシニワール・ダヤル	千九百五十三年四月二十日	九日	インドネシアのために L·N·バーラー
イランのために		二カラグアのために	ニュー・ジャーランドのために	ノールウェー王国のために
イラクのために	イスラエルのために	パキスタンのために	パナマのために	パラグアイのために
アバ・エバン	ペルーのために	バ拿馬のために	ベラルーのために	ボーランド人民共和国
千九百五十三年四月十四日	レバノンのために	パナマのために	パキスタンのために	政府は、この条約の解釈又は適用に關して締約国間に生ずる紛争は、いずれかの紛争当事国の要請に基き決定のため国際司法裁判所に付託するものと規定している第九条の規定により拘束されると規定している第七条を含むると規定して、かつ、いかなる紛争についても、決定のため国際司法裁判所に付託するには、一件ごとにすべての紛争当事国との同意が必要であることを宣言する。
ルクセンブルク大公国のために	メキシコのために	フィリピン共和国のために	モーランドのために	ウクライナ・ソヴィエト社会主义共和国のために
メキシコのために	本日の声明(注)において行つた留保を附して	この条約の署名の時に作成された特別譲定書において行つた第七条及び第九条に關する留保	ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国政府は、第七条後段に同意しないことを宣言し、かつ、留保の法律的効果は、この条約を、留保を行つた部分のみを除き、留保を行つた國とこの条約のその他すべての締約国との間に適用させるものであると考へる。	ソヴィエト社会主义共和国連邦のために
メキシコ政府は、現在の市民権の付与を定めるメキシコ合衆国憲法の改正が効力を生ずるまでの間は、批准書を寄託しな	ラファエル・デ・ラ・コリナ	注 声明	（注）を附して H・ビレッキ	ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、第七条後段に同意しないことを宣言し、かつ、留保の法律的効果は、この条約を、留保を行つた部分のみを除き、留保を行つた國とこの条約のその他すべての締約国との間に適用させるものであると考へる。
ボーランド人民共和国	ボーランド人民共和国	注 留保は、次のとおりである。		ソヴィエト社会主义共和国連邦のため
意しないことを宣言し、かつ、その留保の法律的效果は、この条約の解釈又は適用に關して締約国間に生ずる紛争は、いずれかの紛争当事国の要請に基き決定のため国際司法裁判所に付託するものとする規定により拘束されることが考へす、かつ、いかなる	シリアルのために	スウェーデンのために	トルコのために	ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国連邦は、この条約の解釈又は適用に關し

て締約国間に生ずる紛争はいずれかの紛争当事国との要請に基き決定のため国際司法裁判所に付託するものとすると規定している第九条の規定により拘束されると考えず、かつ、いかなる紛争についても、決定のため国際司法裁判所に付託するには、一件ごとにすべての紛争当事国との間で必要であることを宣言する。

グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国のために
アメリカ合衆国のために
ウルグアイのために
ヴェネズエラのために
イエメンのために
エーゴースラヴィアのために
レオ・マテス

〔審査報告書は都合により第二十
四号末尾に掲載〕

関税及び貿易に関する一般協定のある締約国と日本との通商ある締約国と日本との通商關係の規制に関する千九百五十三年十月二十四日の宣言の有効期間を延長するための議定書による第九条の規定により

長するための議定書への署名について承認を求める件右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。昭和三十年五月三十一日
參議院議長 沢谷 秀次
參議院議長河井彌八郎

國稅及び貿易に関する一般協定のある締約国と日本との通商關係の規制に関する千九百五十三年十月二十四日の宣言の当事国政府は、同宣言Cの規定により、同宣言の有効期間を千九百五十五年十二月三十一日まで、もし同宣言が一般協定第三十三条の規定に基づく日本との同協定への加入により同日前に効力を失つたときは、その時まで、延長することに同意する。

件
國稅及び貿易に関する一般協定のある締約国と日本との通商關係の規制に関する千九百五十三年十月二十四日の宣言の有効期間を延長するための議定書への署名について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

カナダのために
セイロンのために
チリ共和国のために
ノールウェー王国のために
パキスタンのために
オランダ王国のために
ニカラグア共和国のために
I・ボルトカレロ
千九百五十五年二月十一日
カナダのために
セイロンのために
チリ共和国のために
ノールウェー王国のために
パウル・コート
千九百五十五年二月十五日
デンマーク王国のために
ギュンナル・ザイデンファーデン
千九百五十五年二月十五日
ドミニカ共和国のために
K・R・サヴァラーティ
千九百五十五年二月十六日
フィンランド共和国のために
トルコ共和国のために
スウェーデン王国のために
パキスタンのために
ノールウェー王国のために
バーゲマン
千九百五十五年二月三日
ギリシャ王国のために
N・ハジイ・ヴァシリウ
千九百五十五年二月十七日
ハイティ共和国のために
クルロー
千九百五十五年二月十五日
トルコ共和国のために
ウルグアイ共和国のために
クルロー
千九百五十五年二月十五日
日本国のために
萩原徹

オーストリア共和国のために
ベルギー王国のために
イタリア共和国のために
ルクセンブルグ大公国のために
A・デュール
千九百五十五年二月十一日
日本国のために
カナダのために
セイロンのために
チリ共和国のために
ノールウェー王国のために
パウル・コート
千九百五十五年二月十一日
デンマーク王国のために
ギュンナル・ザイデンファーデン
千九百五十五年二月十五日
ドミニカ共和国のために
K・R・サヴァラーティ
千九百五十五年二月十六日
フィンランド共和国のために
トルコ共和国のために
スウェーデン王国のために
パキスタンのために
ノールウェー王国のために
バーゲマン
千九百五十五年二月三日
ギリシャ王国のために
N・ハジイ・ヴァシリウ
千九百五十五年二月十七日
ハイティ共和国のために
クルロー
千九百五十五年二月十五日
トルコ共和国のために
ウルグアイ共和国のために
クルロー
千九百五十五年二月十五日
日本国のために
萩原徹

○石黒忠篤君登壇
〔石黒忠篤君登壇〕
アメリカ合衆国のために
オランダ王国のために
ニカラグア共和国のために
I・ボルトカレロ
千九百五十五年二月十一日
カナダのために
セイロンのために
チリ共和国のために
ノールウェー王国のために
パウル・コート
千九百五十五年二月十一日
デンマーク王国のために
ギュンナル・ザイデンファーデン
千九百五十五年二月十五日
ドミニカ共和国のために
K・R・サヴァラーティ
千九百五十五年二月十六日
フィンランド共和国のために
トルコ共和国のために
スウェーデン王国のために
パキスタンのために
ノールウェー王国のために
バーゲマン
千九百五十五年二月三日
ギリシャ王国のために
N・ハジイ・ヴァシリウ
千九百五十五年二月十七日
ハイティ共和国のために
クルロー
千九百五十五年二月十五日
トルコ共和国のために
ウルグアイ共和国のために
クルロー
千九百五十五年二月十五日
日本国のために
萩原徹

アメリカ合衆国のために
オランダ王国のために
ニカラグア共和国のために
I・ボルトカレロ
千九百五十五年二月十一日
カナダのために
セイロンのために
チリ共和国のために
ノールウェー王国のために
パウル・コート
千九百五十五年二月十一日
デンマーク王国のために
ギュンナル・ザイデンファーデン
千九百五十五年二月十五日
ドミニカ共和国のために
K・R・サヴァラーティ
千九百五十五年二月十六日
フィンランド共和国のために
トルコ共和国のために
スウェーデン王国のために
パキスタンのために
ノールウェー王国のために
バーゲマン
千九百五十五年二月三日
ギリシャ王国のために
N・ハジイ・ヴァシリウ
千九百五十五年二月十七日
ハイティ共和国のために
クルロー
千九百五十五年二月十五日
トルコ共和国のために
ウルグアイ共和国のために
クルロー
千九百五十五年二月十五日
日本国のために
萩原徹

政府の説明によりますと、この条約は、国際連合の一九五二年の第七回総会で採択され、一九五四年七月七日に発効したものでありまして、わが国は本年四月一日これに署名いたしました。本条約の内容は、婦人の地位を国际的に高めようとする国際連合の事業の一環として作成せられたものでありますし、婦人に対し、男子と対等の選挙権と被選舉権を保障すること、及び婦人に対し公職就任の機会均等を保障するものでございます。で、わが国としては、本条約の当事国となることによりまして、国際連合の事業に協力をすることができるのみならず、わが国においては、すでに確保されておりまする男子と対等な婦人の参政権を国際的にも確認することとなるといふ点にかんがみまして、この条約を批准することについて承認を求めていきたいのが趣旨でございます。条約文の詳細の内容につきましては、お手元の資料で御承知願います。

委員会での質疑においては、この条約へ未加入の国及びその未加入の理由、ソ連その他の国のなしたところの留保の意味、本条約の特質といふような諸点につきまして、委員から質疑が行われたのですが、それに對すは、ある国が留保を付する場合においては、他の全締約国との間に四十ヶ国で十九ヶ国が批准を了し、または加入をいたしております。未加入国は英、米を始めといたしまして、二十ヶ国あります。未加入の理由いかんと申すと、英、米は、本条約が定めておるような事柄ではない立場からであります。またイエーメン等の回教国、または、いやる後進国におきましては、男子さえ参政権が与えられておらぬものがあるのです。第三条の、婦人に公職就任の機会均等を保障する規定に対し、婦人が單隊で勤務することを除外しておる。これは婦人の肉体的条件からいたしまして、当然のことであつて、この種留保をしない国でも、婦人が軍人となることを認めてもおかんと考へて、かかる留保の必要はないと思われるものと認められるのであります。なお三条例によれば、婦人は何らの差別も受けされることなく、男子と同等の条件で国内法で定める公職につき、及び国内法を定めるすべての公務を執行する権利を有するとなつておりますが、この公職、すなわちパブリック・オフィス及び公務、すなわちパブリック・ファンクションの定義については、国連の総

行されたのであります。それに對す約として、ある国が留保を付する場合においては、他の全締約国との間に四十一ヶ国で十九ヶ国が批准を了し、または加入をいたしております。未加入の理由いかんと申すと、英、米は、本条約が成立しないものであるが、本条約が成立しないとの間においてのみ効力が生じないといたしました。これに対しまして、ソ連初め東欧諸国は反対したものであります。なお、インドのごときは第三条、婦人に公職就任の機会均等を保障する規定に対し、婦人が單隊で勤務することを除外しておる。これは婦人の肉体的条件からいたしまして、当然のことであつて、この種留保をしない国でも、婦人が軍人となることを認めてもおかんと考へて、かかる留保の必要はないと思われるものと認められるのであります。なお、「わが法制ないしは風俗習慣の相違から署名をしておらぬのである」という答弁は、第七条及び第九条に關しまして留保を付しておる。すなわち、第九条は、解釈または適用に関する紛争の解決については、国際司法裁判所に付託されました。次に「ソ連初め東欧諸国は、第七条及び第九条に關しまして留保を付しておる。すなわち、第九条は、解釈または適用に関する紛争の解決については、国際司法裁判所に付託

されたのである」という質問に對しては、かかる回答がありました。そこで、第七条及び第九条に關しまして留保を付しておる。すなわち、第九条は、解釈または適用に関する紛争の解決については、国際司法裁判所に付託されました。次に「ソ連初め東欧諸国は、第七条及び第九条に關しまして留保を付しておる。すなわち、第九条は、解釈または適用に関する紛争の解決については、国際司法裁判所に付託

されたのである」という質問に對しては、かかる回答がありました。そこで、第七条及び第九条に關しまして留保を付しておる。すなわち、第九条は、解釈または適用に関する紛争の解決については、国際司法裁判所に付託

されたのである」という質問に對しては、かかる回答がありました。そこで、第七条及び第九条に關しまして留保を付しておる。すなわち、第九条は、解釈または適用に関する紛争の解決については、国際司法裁判所に付託

されたのである」という質問に對しては、かかる回答がありました。そこで、第七条及び第九条に關しまして留保を付しておる。すなわち、第九条は、解釈または適用に関する紛争の解決については、国際司法裁判所に付託

十一日に、ジニーネーに於いて開始されました。そして今なお現在続行されておりまする開税交渉会議におきまして、わが国のガットへの正式加入が三十日までに必ず正式加入実現の運びに至り得れば、まことにけつこうであるが、必ずできるとは申されないような事情のもとにおきまして、昨年十月よりの第九回締約国会議において万一千、右不可能の場合に備えまして、前記の仮加入宣言の有効期間を延長することと相なり、本件認定書が本年一月三十一日に、賛成二十六、反対なし、棄権五、欠席三という成績をもって採択されたのであります。この認定書は、わが国と仮加入宣言の当事国でこの認定書に署名する国との通商關係を、わが国のガット正式加入、または本年十二月三十一日のいずれかの早い時期まで引き続きガットの規定によりまして規制しようとするものであります。

しかるにこの認定書が署名のために開放せられておりまする二月一日には、國会は解散中でありましたが、この開税交渉はもとよりわが國の利益のためのものであり、かつその署名を前提として作成されたものであり、なおかつ、時たかもガット正式加入のため討議されておるのであります。六十日までに必ず正式加入実現の運びに至り得れば、まことにけつこうであるが、必ずできるとは申されないようことが絶対に必要なものであったために、二月一日政府の責任においてこられに署名をいたし、國会の承認は憲法七十三条のただし書の規定によつて、これを事後に求めることがいたしましたのであります。右のような事情がござりまするから、これを了察して本国会において承認を手えられんことを求めた次第であるといふのが、政府の説明であります。

さて、この認定書の内容は、前述の政府説明通りに、ガット仮加入宣言の効力を、暫定的に延長することを曰めたものであります。その詳細はすでに手元に配付されておる資料によつて御承知と存じますので、ここには述べません。

委員会は、本件について二回開会いたしまして審議を行いました。本件認定書そのものは簡単であります。この開税交渉問題が、わが國は開税交渉に参加するにあたっては、開税交渉の経過、並びに日本の正式加入をいたし得る時期の見通しいかんなど質問に対しましては、「開税交渉中の国は、米国、カナダ等十五カ国にわたつておるが、正式加入のために六月上旬には交渉のめどがつき得るのではないか」と思われる」という答弁がありました。次に、「ガット加入は、日本の経済面倒で時間がかかるが、しかし非常な努力をもつてこれに当つておるので、

入つていいのがよい」と考へておる」という答弁がありました。

次に、「ガット加入は、日本の経済自立しないし國際収支とどれほど關係があるか」という質問に対しまして、「現在、開税交渉に今参加している國は十五カ国であるから、まだ参加していない國の中でもオーストリア、フィンラン

ド、ギリシャ、トルコ、インド、ブルジル、チニコの七カ国は、日本の加入策においてどういう根本的方針を持つておるかということ、ないし目下ジユネープで行われておる開税交渉に觸れて、各委員からの熱心なる質疑が行われたのであります。主要なものをお申し上げますと、まず、「本件認定書採択に當つて棄権している五カ国、及びその棄権の理由はどうであるか」ということの質問に対しまして、「棄権した國は、英本国、オーストラリア、南ローデシア、南ア連邦、並びにチニコスロバキアである。英本国及び英連邦諸國の棄権は、國內業者の反対を反映するものと推測される。チニコの場合は、同じく玩具を輸出しておる國のドイツ等の諸國にも影響が及ぶから、に思われる」という答弁がありました。次に、「本年二月から開始された開税交渉の経過、並びに日本の正式加入をいたし得る時期の見通しいかん」という質問に対しましては、「開税交渉の機運に迷んでいるので、日本としては開税交渉の過程で根本問題の解決をはかつた上、ガットのワク内に持つていくことを適当と考えている。フランスは五条の援用加入を認める態度を示しており、英國とは最近通商條約締結の機運に迷んでいるので、日本としては通商交渉の過程で根本問題の解決をはかつた上、ガットのワク内に持つていくことを適当と考えている。」

次に、「ガット加入は、日本の経済自立しないし國際収支とどれほど關係があるか」という質問に対しまして、「現在、開税交渉に今参加している國は十五カ国であるから、まだ参加していない國の中でもオーストリア、フィンラン

ド、ギリシャ、トルコ、インド、ブルジル、チニコの七カ国は、日本の加入策においてどういう根本的方針を持つておるかということ、ないし目下ジユネープで行われておる開税交渉に觸れて、各委員からの熱心なる質疑が行われたのであります。主要なものをお申し上げますと、まず、「本件認定書採択に當つて棄権している五カ国、及びその棄権の理由はどうであるか」ということの質問に対しまして、「棄権した國は、英本国、オーストラリア、南ローデシア、南ア連邦、並びにチニコスロバキアである。英本国及び英連邦諸國の棄権は、國內業者の反対を反映するものと推測される。チニコの場合は、同じく玩具を輸出しておる國のドイツ等の諸國にも影響が及ぶから、に思われる」という答弁がありました。次に、「本年二月から開始された開税交渉の経過、並びに日本の正式加入をいたし得る時期の見通しいかん」という質問に対しましては、「開税交渉の機運に迷んでいるので、日本としては開税交渉の過程で根本問題の解決をはかつた上、ガットのワク内に持つていくことを適当と考えている。」

次に、「ガット加入は、日本の経済自立しないし國際収支とどれほど關係があるか」という質問に対しまして、「現在、開税交渉に今参加している國は十五カ国であるから、まだ参加していない國の中でもオーストリア、フィンラン

ド、ギリシャ、トルコ、インド、ブルジル、チニコの七カ国は、日本の加入策においてどういう根本的方針を持つておるか」という質問に対しまして、「開税交渉を行なつておるのか、それと開税交渉を行なつておるのか、それとも別途に開税について話し合いが行われるのか、また加入認定書に署名をしたときには、この時期を九月上旬と見込んでおる」との答弁であります。

次に、「ガット加入は、日本の経済自立しないし國際収支とどれほど關係があるか」という質問に対しまして、「現在、開税交渉に今参加している國は十五カ国であるから、まだ参加していない國の中でもオーストリア、フィンラン

ド、ギリシャ、トルコ、インド、ブルジル、チニコの七カ国は、日本の加入策においてどういう根本的方針を持つておるか」という質問に対しまして、「開税交渉を行なつておるのか、それと開税交渉を行なつておるのか、それとも別途に開税について話し合いが行われるのか、また加入認定書に署名をしたときには、この時期を九月上旬と見込んでおる」との答弁であります。

リカの税率が引き下げられることとともになれば、アメリカから受けるところはきわめて多く、この点は実質的に大きな利益となると考える」との答弁ありました。

加入了に反対する国に対し、「自由に高い関税を課すことができるか」。こういふ質問に対しまして、「日本は関税自主権を持つておる。また関税法及び関税率法に基いて、差別待遇をなす国に對して複関税、または報復関税を課すことができる。もつとも協定税率は、これら特別税率に関する定率法いふかんにかかるらず、從前通り適用されるのである。また報復的関税を課する問題は、実行上は慎重に検討する必要がある。たとえば対日平和条約によつて、日本は明年四月までは相手國に対して双務的ではあるが、最惠國待遇を与えることを義務づけられているのであって、また特別税率を課する輸出品目の実態についても、とくと考へをする必要があつて、報復的関税の実施はなかなかむずかしい点を伴うのであるが、原則的に言えばできるといふことになるのだ」という答弁がありました。

次に、「イギリスが日本と最惠國待遇を含む条約を締結することをしそうておる理由の一つには、意匠盗用の問題等があるようであるが、先方から織維品についての苦情が来ていると聞いているが、実情はどうか」という質問に対しても、「意匠盗用の問題等は、日本側にだけ非があるのでないが、先方が日本の実情に通じていないことから起るのが最大の原因だと思われる。しかし最近は実情調査に人が参つたので、その結果を期待をしておる。現に陶器のことときは、非常によい解決に向いつつある」というような答弁がありました。

委員会は、六月二日質疑を了しましたて、討論に入りましたところ、小瀬委員より、「本件には賛成をするが、ガット加入の見通し及び加入することによるわが国はいかなる利益を得るかの点についての政府の説明は不十分であることが不満である。しかしジョーネーにおいてわが国代表團が極力努力しておることもあり、成果をあげるよう外務省は十分努力すべきものであるといふ希望条件を付して賛成をする」との意見を述べられました。

次いで採決を行いましたところ、本件は、全会一致をもつて承認すべきものと議決いたした次第であります。以上、御報告を申し上げます。(拍手) ○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたし下さい。

わゆるジョージ案に關しましたり、また婦人の參政権に關する条約の批准について承認を求めるの件、全會を准について承認を求めるの件、全會を問題に供します。委員長報告の通り、本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 次に、關税及び通商保護の問題である締約国との貿易に関する一般協定のある締約国と日本との通商關係の規制に関する千九百五十三年十月二十四日の宣言の有効期間を延長するための議定書への署名について承認を求めるの件、全部を問題に供します。委員長報告の通り本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半數と認めます。よつて本件は、承認することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 日程第五、船舶積量測度法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。運輸委員長加藤シヅエ君。

〔審査報告書は都合により第二十号末尾に掲載〕

右 法律案 船舶積量測度法の一部を改正する

内閣總理大臣 島山 一郎

法律案 船舶積量測度法の一部を改正する

右 法律案 船舶積量測度法の一部を改正する

内閣總理大臣 島山 一郎

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない日

2 改正前の船舶積量測度法の規定

により積量の測度を受けた船舶の

官報(号外)

國務大臣		鳩山 一郎君
内閣總理大臣		鳩山 一郎君
法務大臣	花村 四郎君	
外務大臣	重光 妻君	
大蔵大臣	一萬田尙登君	
厚生大臣	川崎 秀二君	
通商産業大臣	石橋 澄山君	
労働大臣	西田 隆男君	
建設大臣	竹山祐太郎君	
國務大臣	川島正次郎君	
國務大臣	杉原 荒太君	
政府委員		
内閣官房長官	根本龍太郎君	
内閣官房副長官	松本 淳義君	
法制局長官	林 修三君	
外務政務次官	園田 直君	
外務省參事官	安藤 吉光君	
大蔵省主計局長	森永貞一郎君	
厚生省社会局長	河野 通一君	
大蔵省銀行局長	安田 巖君	
農林政務次官	吉川 久衛君	
農林省畜産局長	原田 伝君	
運輸政務次官	河野 金昇君	
労働省労政局長	中西 実君	

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。		
昭和三十年五月十九日		
参議院議長河井彌八殿		
商工委員長 吉野 信次		
多數意見者署名		
山川 良一 河野 譲三		
三輪 貞治 苫米地義三		
上原 正吉 古池 信三		
上條 愛一 小松 正雄		
小野 義夫		
要領書		
一、委員会の決定の理由		
ニッケル製錬事業助成臨時措置法は、昭和二十六年六月制定せられたものであつて、その内容と子るところは、当時世界的なニッケルの不足に對処し、國內に於けるニッケルの増産を図ることを目的とし、同法の助成を受ける事業者を指定し、指定者が不測の事態によつて蒙る損失に対し一定額を限度として國家補償を行うことを規定したものであるが、今日においては、ニッケル生産は量質共に当初の目的を達したので、同法を廃止するため本法案が提出せられたのである。		

〔第十四号参照〕

審査報告書
ニッケル製錬事業助成臨時措置法
を廃止する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの

昭和三十年六月三日 参議院会議録第十九号(その二)

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円

発行所

東京都新宿区市ヶ谷村町一五
大蔵省印刷局
販賣九段四丁一號